目 次

第1章 都民のくらし、営業をまもる	1
1. 高止まりする投資や無駄づかいをやめ、都民施策拡充を	1
2. 第2次財政再建推進プランと第2次都庁改革アクションプランについて	1
3. 都民のくらし、営業をまもる緊急対策	2
4. 都民の生命と財産をまもるために	4
5. 中小企業支援策の抜本拡充を	4
6. 労働者の生活と権利を守る	8
7. 農林水産業の振興をはかる	10
8. 消費者行政の拡充	11
9. 都民のための東京港の振興	13
10. 中央卸売市場などの都民本位の運営	13
11. 都民の負担軽減を	14
第2章 福祉・医療の拡充を	15
1. 少子化対策、次世代育成支援の推進	15
2. 高齢者の介護・福祉の充実	19
3. 経済給付的事業の復活と拡充	22
4. 障害者、難病患者等への支援の充実	23
5. 生活援護、路上生活者への支援の充実	31
6. 福祉の基盤づくりの推進	32
7. 医療の充実	34
8. 病気の予防と健康づくり、公衆衛生、看護の充実	39
第3章 大型開発中心の「都市再生」から環境と生活優先の都市づくりに転換を	44
1. 浪費と環境破壊をすすめる「都市再生」を見直し、環境共生型のまちづくり)を 44
2. 破たんした「臨海」開発を中止し、都民の憩いの場に転換を	45
3. 公害のない、環境優先の都政を	46
4. 公共交通の整備を進め、総合的な交通政策を確立すること	49
5. 災害につよい都市・東京をめざして	49
6. 総合治水で都市型水害の防止を	52

	7.「住宅は福祉」の立場で、住みつづけられる東京を	52
	8. 発生抑制、リサイクル・再資源化でごみゼロ社会を	54
第4章	: ゆきとどいた教育と都民本位の文化・スポーツの振興を	56
	1. 30人学級の実現	56
	2.「改革」の名による都立大学破かいをやめ、大学自治の尊重と教育条件整備を	56
	3.「都立高校改革推進計画」を中止し、抜本的再検討を	57
	4. 一人ひとりが大切にされる学校教育を	57
	5. 小・中学校教育の充実	58
	5. 都立高校の充実	60
	6. 障害児(者)学校教育の充実	61
	7. 私学教育への助成拡充と振興のために	64
	8. 子どもたちが安心して学べる環境を	65
	9. 芸術・文化・スポーツの発展と社会教育の振興	65
	10. 青少年の健全育成のために	67
第5章	住民が主人公の地方自治と基地のない平和な東京を	68
	1. 都民のくらし、福祉優先の行財政運営を	68
	2. 都民サービスの向上、効率的で無駄のない都政を	69
	3. 真の地方分権の推進と区市町村支援の拡充	70
	4. 真に開かれた都政運営のために情報公開の徹底と公正・民主、住民参加をつらぬく	70
	5. 基地撤去、核兵器廃絶、平和な東京を	71
	6. 女性の地位向上と権利をまもる施策の拡充を	72
第6章	き 豊かな多摩・島しょの実現を	73
	1. 多摩振興、多摩格差の解消を都政の柱に	73
	2. 豊かな緑を生かし、生き生きとくらせるまちに	75
	3. 三宅島被災者支援	78
	4. 島しょ振興のために	79

第1章 都民のくらし、営業をまもる

- 1. 高止まりする投資や無駄づかいをやめ、都民施策拡充を
- (1)「都市再生」など1兆円規模に高止まりする投資を抑制し、福祉、教育、中小企業など都民のための予算編成を。
- (2) 都が負担する必要のない首都高速道路公団への無利子貸付、国直轄事業負担金などの支出、破たんした臨海副都心開発や開発型第3セクターなどへの財政支援をやめ、都民のための財源確保につとめること。
- (3) 大幅な都税収入増は、財政立てなおしに配慮するとともに、福祉、教育、中小企業など都民施策に優先して活用すること。
 - 2. 第2次財政再建推進プランと第2次都庁改革アクションプランについて
- (1)第2次財政再建推進プランにもとずく都民施策のきりすてをおこなわないこと。
 - ①「長期継続」「高率」「少額」などの理由による都民のための補助金のきりすてをおこなわないこと。切りすてた経済給付的事業をもとに戻すなど拡充を図ること。
 - ②私立学校経常費補助は、公立学校標準運営費の2分の1制度を堅持するとともに、困難な経営の 私学の実情をふまえ30人学級対応など拡充を図ること。私立幼稚園児等保護者負担軽減補助は 切り下げでなく、拡充をおこなうこと。
 - ③都営住宅はPFI、民間開放などでなく、あくまで、低所得者のための低廉な住宅の供給を基本とし、都民の住宅難解消を最優先にすすめること。区市町村への移管押しつけをやめること。
 - ④高齢者施設、児童養護施設、障害者施設などの都立福祉施設の民間移譲は中止し、廃止・縮小を おこなわないこと。
 - ⑤都立技術専門校を存続し、都民要望に応え、拡充をはかること。
 - ⑥小規模住宅用地の都市計画税の軽減および小規模非住宅用地などへの固定資産税、都市計画税の 減免を存続すること。

- ⑧救急車の有料化はしないこと。また、病院間搬送の民間救急車の利用のおしつけはやめること。
- (2) 第2次都庁改革アクションプランにもとづく都立施設の廃止・縮小、都民施策のきりすてをおこなわないこと
- ①都立病院の統廃合をやめ、多摩地域の保健所は12カ所にもどすこと。
- ②都立板橋老人ホーム、都立看護学校などの廃止、統合、縮小などはおこなわないこと。
- ③労政事務所をもとに戻し、都民の労働環境の改善につとめること。
- ④公の施設の管理にあたっては、直営を基本とすること。指定管理者制度を適用する場合であって も、営利を目的とする企業に開放しないこと。
- ⑤都立大学や産業技術研究所などの独立行政法人化はおこなわないこと。試験研究機関の直営をま もり財団委託はおこなわないこと。
- ⑥医学研究機構と高齢者研究・福祉振興財団の統合はしないこと。
 - 3. 都民のくらし、営業をまもる緊急対策
- (1) 若年者の雇用の確保と雇用条件の改善
- ①一定期間、職に就けなかった若者に対し、都として緊急雇用事業を創設し、雇用の促進を図ること。
- ②激務にさらされている教員や消防隊員をはじめ、都職員を率先して採用し、若者の雇用の拡大に 努めること。
- ③若者を採用した中小企業に助成を行うこと。
- ④若者の空き店舗を利用した開業を支援するため、家賃補助や経営相談など資金力と経験に乏しい 若者を応援する仕組みを創設すること。
- ⑤大企業がその社会的責任を果たし、パートや派遣労働など不安定雇用中心から正社員による雇用 にきりかえること。また、サービス残業をやめさせワークシェアリングに取り組むこと、正社員 との格差是正などもとめること。
- ⑥大企業が、若者が結婚して子育てできる賃金の保証や育児休暇の取得、定時退社の実行などを履 行するよう働きかけること。
- ⑦男性都職員の育児休暇の取得を抜本的にひきあげること。
- ⑧育児休暇を広げるために、中小企業への支援をスタートさせること。

- ⑨若年ファミリー向けの都営住宅の増設や入居基準の緩和に努めること。
- ⑩都民住宅や公社住宅、公団住宅などを活用し、子ども部屋を確保できる広さがあって、家賃が安 く、住みつづけられる公的住宅を確保すること。
- ⑪若年ファミリー世帯や新婚世帯に対する家賃助成制度をつくること。
- ⑫私立幼稚園保護者負担軽減助成を拡充すること。
- (2) 国の連続する社会保障制度と医療制度などの改悪、リストラ、倒産の被害から、都民のくらし、 福祉を守るための施策を重要課題として位置づけ、必要な予算を配分すること。

(3) 緊急の生活支援

- ①都民負担を軽減するため、過大な計画に基づく水道料金および下水道料金のひき下げをはかる こと。とりわけ、低所得者、高齢・障害者、生活保護世帯、用水型中小企業への減免を拡充す ること。
- ②低所得者、高齢・障害者、生活保護世帯など、やむなく公共料金を滞納されているものについて、過度の徴収や一方的な供給停止をおこなわないこと。また、電気、ガスなども、同様のはたらきかけを関係機関におこなうこと。
- ③失業、倒産など家計の急変に対応する都立高校授業料の減免を拡充すること。また、私立学校の授業料減免のための補助を拡大すること。
- ④小中学校生徒への就学援助に対して都として上乗せをし、拡充をはかること。
- ⑤雇用保険期間を過ぎた失業者のために、生活支援金を創設し支給をおこなうこと。
- ⑥雇用保険がない零細業者、不安定雇用労働者が職を失ったときの無利子の生活つなぎ資金融資 を創設すること。

(4)緊急雇用対策

- ①高利益をあげている大企業に、雇用の拡大をもとめること。
- ②雇用保険切れ、ホームレス、民間求人がほとんどない中高齢者や無年金者、低額年金受給者を 対象とする直営方式の失業対策事業をおこなうこと。
- ③終了した緊急地域雇用創出特別交付金事業を、都の事業として継続すること。

(5)中小企業の仕事確保と支援

- ①都の公共事業を住宅建設や介護基盤施設整備など、生活密着型に思い切って重点を移すととも に、分離分割発注を強め、中小企業への発注率を大幅にひきあげること。
- ②個人住宅の高齢者対応住宅改造、木造住宅耐震補強助成などを創設し、まち場の中小建設業者 の仕事確保につとめること。
- ③中小企業の仕事確保のため、都自らが体制を強化し、大企業への訪問など発注要請を行なうと ともに、中小企業振興公社にも同様のとりくみを行なうよう求めること。

4. 都民の生命と財産をまもるために

- (1) 犯罪の予防のために、不況など経済情勢や社会的不安などから都民のくらし、営業をまもることに全力をつくすこと。
- (2) 葛飾区でとりくまれている社会教育施設を軸とした、地域が自主的におこなう子どものための 安全な環境づくりを普及し、都として支援する仕組みをつくること。
- (3) 警視庁の予算や人員配置を警備、公安中心から刑事、防犯活動中心に切りかえ、交番やパトロールなど現場体制を抜本的に強化すること。
- (4) 交番の警察官の常駐化による空き交番の早期解消、パトロールの強化などを図ること。
- (5) 国会や各国大使館など首都警備にかかわる警察は国の責任でおこなわせ、確保した警察官は都 民生活の安全確保に配置すること。
- (6) 凶悪な外国人犯罪を防止するために、その背後にいる暴力団との癒着をたつための総合的な対策を講じること。
- (7) 青少年が犯罪にまきこまれる危険のある盛り場などでの生活指導の強化など、都として対策を 強化すること。
- (8) 歩車分離式信号を大幅に増設し、交差点での事故防止につとめること。

5. 中小企業支援策の抜本拡充を

- (1)中小企業対策予算を、制度融資の原資などを除き、少なくとも一般会計の2%の水準にひきあげること。
- (2)製造業、建設業など分野別の振興プランを策定し、振興をはかること。
- (3)東京における中小企業の抜本的、総合的な振興のために、「東京都中小企業振興条例(地域経済振興条例)」を制定すること。
- (4)貸ししぶり、貸しはがしに苦しむ中小企業に役立たない新銀行は中止し、制度融資の拡充をはかること。
- (5)中小企業への支援機能の強化

- ①商工指導所を復活させ、中小企業振興のための人材育成をはかるとともに、都内中小企業の振興支援、経営相談、振興策の策定などをおこなうこと。
- ②産業技術研究所の独立法人化をおこなわないこと。八王子分室の存続など直営で拡充をはかること。工業集積地域ごとに試験研究機関を設置するなど、製造業の生きのこり支援をつよめること。
- ③城南地域に、ものづくり支援のための大学、大学院を設置すること。
- ④多摩中小企業振興センターの本格整備を急ぎ、多摩東部、西部にもブランチを出すこと。
- ⑤東京の経済動向、中小企業経営環境について総合的調査、研究をおこなう「中小企業総合研究 所」を設置すること。
- ⑥新規起業家への都の無料施設の拡大と民間の家賃補助、新分野進出の際の機械設備などへの補助などおこなうこと。女性起業家への支援を強めること。
- ⑦知的財産総合センターはアドバイザリーの派遣など支援を強化すること。特許取得のために財 政支援をつよめること。
- ⑧産業交流展を継続事業として拡充し、ガイドブック作成など中小企業がおこなう、求人活動や 販路拡大に対して支援すること。
- (6)大型店の民主的規制、地域商業の振興
 - ①「大型店の無秩序な出店を規制するため、「大規模小売店対策室」を設けること。
 - ②大店法廃止後の地域経済の実態調査をおこなうとともに、地域商業振興のためのプランをあらためて策定すること。
 - ③区市町村が自主的に計画した商店街支援事業を、包括的に支援する「商店街総合活性化事業」を創設し、「新元気を出せ商店街事業」、個店対策など三位一体の支援のシステムをつくること。
 - ④「新元気を出せ商店街事業」は予算を大幅に増額し、対象事業・適用範囲を広げるとともに、 複数回利用や補助率のひきあげ、すべての商店街が利用できるようにすること。
 - ⑤希望する商店街すべてを対象にプロポーザル方式による活性化支援事業を実施すること。活動が困難な商店街への特別な支援もおこなうこと。また、商店街が専従の事務局員や事務所がも てるような思い切った支援をおこなうこと。
 - ⑥区市、商店街から要望の強い「輝け店舗支援事業」を復活すること。
 - ⑦空き店舗対策を共同店舗、地域福祉の拠点、集客施設などへ対象を拡充するなど、抜本的に強 化すること。また、区市町村がおこなう空き店舗対策についても対象事業をさらに拡充し、財 政支援をおこなうこと。
 - ⑧中心市街地活性化法にもとづくタウンマネージメント的手法を活用した商店街活性化の支援をすること。タウンマネージャーの派遣など自治体の商店街支援をするしくみをつくること。

⑨フランチャイズ商法の専門相談窓口を設置し、「ガイドライン」を策定するなどフランチャイズ 店の保護につとめること。

(7)製造業への支援充実

- ①機械・金属の城南地域、、印刷・出版の都心地域、アパレルの城東地域、独立系製造業の多摩地域などの工業集積を、東京の地場産業の柱と位置づけ積極的に支援すること。
- ②工業集積地域活性化支援事業を第2期事業として継続するともに、指定終了後も独自に事業を 継続している区市に対して支援をおこなうこと。
- ③ものづくり新集積形成事業を創設し、中小製造業支援にふみだすこと。
- ④城南地域をナノテクノロジーの拠点と位置づけ、ナノテクセンターの設置や、地元区、地元工業団体、大学、試験研究機関による協議会などにより、事業の促進を図ること。
- ⑤城北地域をはじめ地域資源活用型ものづくり支援を拡充すること。
- ⑥東京のものづくり支援と技術継承の施策(マイスター制度やインターンシップ事業等)を強化すること。
- ⑦繊維産業を都の地場産業として位置づけ、支援を継続すること。
- ⑧新製品、新技術開発への助成を強化するとともに、業種間共同技術、製品開発への助成をおこなうこと。
- ⑨産学公連携事業を拡充し、大学や各種研究機関に蓄積された産業の種(シーズ)を中小企業に橋 渡しするための施策を本格的に実施すること。
- ⑩販路開拓のための事業を拡充し、海外共同事業所の整備、国内外の需要、情報などの把握、提供を的確、迅速におこなうこと。また、国内外の見本市を拡充すること。
- ⑪異業種技術交流プラザ事業を拡充すること。都内異業種交流グループの経験交流などを強化すること。
- ⑫小規模企業に対する経営指導員、下請アドバイザーを増員するなど指導体制を強化すること。
- ⑩空き工場を活用した事業拡張、創業への家賃助成や改装費補助などを行い、工業集積を守ること。
- ④中小零細企業での減量・リサイクル、再資源化対策への支援、環境関連業種による技術開発などに助成を拡充すること。
- ⑤区市町村直営の工場アパートへの補助を認め、建て替え用工場アパートの支援を実施すること。 工場跡地等の積極的な用地取得や都有地など公共用地の活用で、工場団地・工場アパートの建 設を促進すること。
- ⑩工業集積の要となるメッキ業界の生き残りを支援すること。城南処理センターの運営費補助と 処理品目の拡大のための技術指導やメッキ業界以外のシアン取得業者へのPRなど支援を強め

ること。

- ⑰各種技能検定の実技試験場を都の施設として設定し、技能検定以外の期間は職業訓練校や民間 企業の技術、技能向上に活用すること。
- (8)地場・伝統産業の振興など
 - ①業種別産業支援を復活させること。
 - ②八王子織など地場、伝統製品を、世界や全国に発信するために、販路拡大などと連携した「ブランド指定」事業をすすめること。
 - ③地場・伝統産業対策は、従来の業種団体支援に加え、区市町村の自主的計画・事業の支援を積極的に行い、販路拡大、技術支援、後継者対策など業者の生き残りに直接役立つものとすること。
 - ④都庁舎をはじめ公共施設を活用し、地場・伝統産業製品の展示や販売の促進を図ること。
 - ⑤革靴や草履関係の受注拡大、仕事確保へ支援すること。

(9)制度融資の拡充

- ①預託原資を増額し、低い金利の政策金利を中心とした使いやすいメニューの拡充など、業者が利用しやすい制度に改善、拡充すること。
- ②借り換え融資については、対象を「保証付き融資」、設備資金、新規融資なども認め、融資限度額を引き上げること。
- ③「無担保無保証人融資」の限度額を1500万円まで引き上げること。
- ④創業・起業支援融資については、都の講座や商人塾など受講を条件に、無担保無保証人、低利、 少額の自己資金など借りやすくすること。
- ⑤取引先企業が倒産した場合の融資について、2次下請けも対象とするなど拡充すること。
- ⑥物的担保偏重から人物、知的財産、熟練技術・技能などを評価する基準をつくり、評価機関で適 正に評価すること。
- ⑦信用保証協会の体制を強化し、審査が適正かつ迅速に行なわれるようにするとともに、「保証渋り」を根絶すること。
- ⑧保険料、保証料を引き下げ、保証料補助の範囲の拡大など、中小企業の信金調達コストの低減をすること。
- (10) 中小企業の人材確保・育成対策、共済制度などへの支援強化
 - ①中小企業、または中小企業団体、グループがおこなう人材確保のための労働時間の短縮、職場 環境の改善、福利厚生の充実等にたいする助成制度を拡充すること。
 - ②自営の業者婦人の実態調査を行い、業者婦人対策を確立すること。

(11) 観光振興

- ①江戸文化、下町文化、多摩・島しょの自然など、東京ならではの観光資源の保全・開拓につとめること。
- ②低廉な料金の宿泊施設、都内共通観光パスなど魅力ある観光対策を講じること。
- ③区や市が開催する花火大会の助成を、継続・拡充すること。

(12)アニメ産業の振興

- ①人材育成、技術・経営支援、契約・取引改善、文化振興支援など総合的で体系的なアニメ産業振 興プランをつくること。
- ②発注元企業にたいし、著作権の保護、一方的な発注の打ち切り・削減の規制、製作現場の労働関係法が遵守できる単価の確保など、都として、ルールづくりをすすめること。
- ③アニメ産業労働者の長時間、低賃金、社会保険未加入などの問題を解決していくため、実態調査 をおこなうこと。

6. 労働者の生活と権利を守る

(1)労働行政を都の重要な施策の柱として位置づけ、「雇用対策室」の設置、労政事務所の復活など都民の雇用と労働環境の改善に力を尽くすこと。

(2) 雇用の拡大

- ①福祉や教育の分野での施策の拡充で、都として若年者の雇用拡大につとめること。
- ②緊急地域雇用創出特別基金事業の継続を国につよくもとめること。都として同事業を継続する
- ③大学・高校卒業生のための合同就職相談会や企業への採用枠拡大など就職対策を抜本的に強化 すること。
- ④女子学生への就職採用差別の解消のため、経済団体、経営団体に都として、雇用拡大、男女差別是正を強力に指導すること。
- ⑤中高年齢者の就業を支援するために、就業相談、情報収集と提供、技能研修などを総合的にお こなうセンターを開設すること。同様の区市町村のセンター設置を支援すること。
- ⑥東京都しごとセンターを直営にし、飯田橋以外にも、南部、東部、北部そして多摩地域などに も設置し、身近なところで技能講習等が受けられ、就労できるようにすること。また、区市町 村がこのような就労支援が行えるよう都としての支援をおこなうこと。
- ⑦不況のもとで、ますます深刻になっている障害者の雇用の実態を東京都として調査し、障害者

- の職場開拓、定着等、現在の困難な就職状況にあった体制をとれるよう職員体制を充実すること。
- ⑧障害者雇用をすすめるために、都は大企業が率先して雇用に努力するよう働きかけるとともに、 中小企業における雇用促進のために、都独自の助成や施設設備の改造費などへの上乗せ補助を おこなうこと。
- ⑨東京障害者職業能力開発校の実務作業コースを充実させるとともに、知的障害者の訓練ができるよう内容を整備すること。

(2)労働行政の窓口機能を拡充すること

- ①労働情報センターを労政事務所にもどすとともに、事務所を統廃合前に復元、相談員を増員するなど、第一線機能としての「労働110番」などの労働相談、調査などを拡充強化すること。
- ②技術専門校の統廃合や訓練の民間委託をやめ、若年者、中高年、女性、障害者などの雇用促進、職業能力向上・強化のために、施設、機器の整備、科目等の充実をはかること。
- ③都の民間委託にかかわる労働者について、労働条件の実態調査を行ない、苦情処理、相談窓口 を設置すること。
- ⑤女性、若年、パート、フリーター、派遣労働者、無業者等の総合実態調査をし、就職希望にそって支援をおこなうこと。

(3)労働者福祉の向上

- ①「労働者共同保証協会」への出えん金、労働金庫へ原資を増額すること。
- ②「勤労者互助共済制度」については、実施しているすべての区市町村を援助し、運営費助成の 拡充をはかるとともに、全区市町村での設置をはかり、都のセンターを整備すること。
- ③中小企業に働く労働者が、育児・介護休業などが取得できるよう、中小企業に対して休業期間 中の賃金助成や代替職員配置のための支援など、都として育児・介護休業取得促進事業を実施 すること。

(4)家内労働者対策の強化

- ①「家内労働傷病共済制度」や「健康診断事業」などの諸施策を拡充・継続し、家内労働者の健康と生活を守ること。
- ② I L O家内労働条約の批准を政府に強く働きかけるとともに、都としても、同条約の立場にたって現行の家内労働対策を抜本的に見直し、仕事確保、長時間労働の解消、健康対策など総合対策を必要な財源措置をとって実施すること。
- ③失業、仕事減少など生活困窮に追い込まれる従事者に対する緊急生活融資の創設や倒産等による仕事の打ち切りやひま場救済のために休業保障制度を確立すること。
- ④家内労働者のための融資限度額を拡大するため、労働金庫への預託原資を増額すること。

- (5)建設労働者の権利擁護と町場の親方、職人の仕事確保のため
 - ①建設労働者の仕事を確保できるよう、大工・左官などへの都営住宅や・公社住宅などの仕事の 直接発注を拡大すること。
 - ②建設国保への補助金は、現行水準を維持すること。
 - ③雇用保険に加入していない中小零細企業で働く建設労働者のために、東京都として独自の対策 を実施すること。
- (6)外国人労働者の生活と権利をまもる
 - ①国民健康保険及び政府管掌健康保険の適用を国に要求するともに、健康診断をおこなうよう雇用主に啓発し、保健所等での検診のPRをすること。
 - ②外国人労働者を雇用している中小企業主に対し、従業員住宅への援助など適切な援助策をはかること。

7. 農林水産業の振興をはかる

- (1) 巨大消費地である首都東京の都民への食の安全確保と食料の自給率向上、環境保全など農林業の多面的機能を重視し、東京の基幹産業と位置付け、予算を増額すること。
- (2)農業・林業・水産・畜産の各試験場の統廃合や外部委託をおこなわないこと。各研究員を増員すること、施設の整備拡充等をはかること。
- (3)東京の農業振興を拡充するために、生産緑地と連動する農業施設用地や畜舎、園芸施設用地への農地課税、就農支援事業、後継者育成対策、農業経営支援の抜本的強化をはかること。
 - ①「魅力ある都市農業育成事業」「苗木生産供給事業」を拡充すること。
 - ②「ふれあい援農ボランティア推進事業」や「農業ヘルパー制度」の農家への支援、市民農園や体験農園など就農体験希望など、都市農業の特性を生かした施策を拡充すること。
 - ③畜産廃棄物、都市食品残滓物や剪定枝材などのコンポスト利用など、各地に優良たい肥の生産 供給センターを設置して、環境にやさしい農業の推進及び土づくり対策を拡充強化すること。
- (4)輸入野菜の増大による野菜価格の暴落、災害、鳥獣害による農業経営への損失などに対して、農業経営の安定をはかり、農業生産力を維持するために必要な資金を円滑に確保する支援制度を拡充、 創設すること。
- (5)学校、病院などの公共施設での新鮮で安全な農作物の利用拡大、宣伝、、直売・産直事業など都内の農産物の販路の拡大を支援し、都として都内産農産物の需要拡大に努めること。

- (6)BSE、コイヘルペス、鳥インフルエンザなど農畜魚産物の輸入拡大に伴う海外からの農魚畜産物の感染病の侵入、発生について、都の試験研究機関が連携した防疫体制をつくり、未然防止に努めること。
- (7)都内の畜産関連業に欠かせない八王子食肉処理場協同組合の運営に支援すること。また、酪農後継者確保、ヘルパー制度など酪農支援を拡充すること。
- (8)水資源、水害対策、河川・内湾の環境保全など、森林が果たしている役割にふさわしく、林業の 振興と森林の保全対策を抜本的につよめること。
 - ①住宅、福祉施設、公園等の公共施設の建設、整備にあたっては多摩産の木材を積極的に使用すること。区市町村の多摩産材利用を積極的に支援すること。
 - ②多摩産材の流通促進の仕組みづくり、搬出コスト低減の基盤整備、製材品展示場、ストックヤードづくりをすすめること。
 - ③木材を利用した土壌改良利用、エネルギー利用など、新たな地場産業への模索にむけて、試験 研究機関をはじめ都が積極的に支援すること。
 - ④林業就業者確保のために相談窓口、就業支援を強化すること。
- (9)他県船などの不法な漁獲の規制を強化し、島嶼水産物をはじめとした鮮魚などの都内市場流通を 促進し、漁業振興対策を拡充すること。
 - ①国連海洋法条約に基づく資源管理体制の確立とともに水産試験場を拡充すること。さらに、小 笠原諸島など東京都の200海里海域における資源管理型漁業の振興をはかること。
 - ②水産業振興興のため、河川、内湾、島嶼の水産資源の調査・研究をすすめ、都市型養殖業の充実、内湾生態系の保全と回復をはかること。
 - ③羽田沖の新漁場をいっそう拡充し、中央防波堤外側、B滑走路誘導灯周辺の潮どまりなど、航路に支障のない水域に浅場、干潟、漁礁など、魚貝藻草類の生育環境を確保すること。

8. 消費者行政の拡充

(1)消費者センターの充実・強化

- ①「おれおれ詐欺」「ふりこめ詐欺」やインターネット取引による架空請求など、ふえつづける消費者被害に対応するため、相談員の増員、電話の増設をはかること。
- ②アポイントメント商法、キャッチセールなど多岐にわたる悪徳商法による被害を未然に防ぐため、区市町村と連携し、相談窓口の拡充、業者指導、規制を強化すること。

- ③相談業務を含む休日・夜間の開館、印刷機器等の充実をはかること
- ④ 消費者生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけ、情報の収集・提供、 調査、研究、学習、交流などの機能をいっそう充実させること。多摩消費生活センターは再開 すること。
- (2)サラ金や悪質貸金業の被害を根絶するために
 - ①高利のサラ金業者に対して、過剰広告規制などの具体的指導を強めること。
 - ②悪質貸金業者に対する指導、取り締まりを強化するとともに、貸し金被害者のための相談窓口を拡充すること。
 - ③ヤミ金融を根絶するために、被害者、業者団体、都民代表、法曹、東京都及び国などで構成する「ヤミ金融対策会議」を設置し、被害の救済とヤミ金融の根絶につとめること。

(3) 食品の安全性の確保

- ①牛肉の全頭検査や研究、消費者への情報提供など、BSE やO-157対策をさらに強め、発生を未然に防ぐこと。
- ②輸入食品、遺伝子組み替え食品などでの未許可の薬品、食品の混入について検査・監視体制を つよめ、都民への広報をおこなうこと。
- ③食品添加物や残留農薬、放射線照射食品、食器、ラップなどの安全性の調査・研究を系統的に 行い、速やかに情報提供をし、必要な規制・指導をおこなうこと。
- ④食品機動監視班を増強すること。また、食品衛生監視員、衛生研究所の研究員、消費者対策職員の増員を行い、食品の製造・流通段階における食品監視・指導・検査体制をいっそう強化すること。また、HACCP認証施設の立ち入り検査を随時おこなうこと。

(4)消費者行政の拡充

- ①都の物価調査、物価モニター制度を拡充するとともに、野菜、青果等の価格動向や内外格差に ついて監視や対応策を強化すること。
- ②原産地表示を徹底し、不当表示、景品表示、誇大広告を規制し、業界に対し正確でわかりやすい表示をおこなうよう指導を強化するとともに、零細小売店などへの支援をおこなうこと。

(5)野菜等の安定供給の確保

- ①消費者団体等が行っている産直事業、有機農産物等共同購入事業を支援する施策を推進すること。
- ②消費者ニーズに応える有機農産物の供給促進のため、青果店の共同仕入れなどへの支援をおこなうこと。また、生産者との契約栽培など有機農産物の供給拡大のために対策を講じること。

(6)消費者団体への支援強化

①「東京都消費者週間」を全庁的に位置づけ、予算を大幅に拡充すること。

- ②都内消費者団体が自主的におこなう情報提供、啓発事業、調査研究活動に対する援助をおこなうこと。
- (7)公衆浴場などの確保と充実のために
 - ① 公衆浴場の公共の役割を評価し、改築、改修など浴場更新のための建設費補助をおこなうなど、経営の継続と安定化の支援を継続し強化すること。
 - ②施設確保資金貸付、経営経費補助などの「確保浴場」対策の充実、一般公衆浴場への利子補給 制度の充実をおこなうこと。
 - ③公衆浴場の福祉入浴事業の実施を推進するために補助制度を創設すること。

9. 都民のための東京港の振興

- (1)東京港第7次港湾計画の改定にあたっては、都民生活の充実や、中小企業の振興につながる東京港の物流機能の充実を図るとともに、モーダルシフトなど振興対策を大企業本位でなく中小港運業の振興、港湾労働者の雇用を創出と厚生施設の充実することを基本とすること。
- (2)中小港湾業者に対し、収益還元方式にもとづき埋立地貸付使用料の減額、水際加算金の軽減、長期・低利の融資をおこなうとともに、貸付地の権利金の分割納入を認めること。
- (3)「東京港港湾労働会館」の建設をはじめ港湾関係労働者のための住宅や宿泊所、休憩所や医療施設など福利厚生施設の整備を促進すること。
- (4)大企業に適正な負担を課すため、大型バースの占用使用料、港湾環境整備負担金、入港料、大型 船舶への係船料などを適正に負担を求めること。
- (5)日の出ふ頭や晴海ふ頭などの老朽施設の改修は、年次計画をたててすすめること。
- (6)放置シャーシー問題などを解決するために、シャーシー駐車場やコンテナ置き場を東京都が責任をもって設置すること。
- (7)羽田国際空港の再拡張は、航路、港湾機能に障害をもたらさないようその可否を検討すること。

10. 中央卸売市場などの都民本位の運営

(1)築地市場の再整備は、地元、市場関係者の声を尊重し、関係者合意につとめること。交通アクセ

- ス、土壌汚染、採算性など問題が指摘されている豊洲移転は強行しないこと。市場会計負担による豊洲護岸埋立は中止すること。
- (2)「第2次都庁改革アクションプラン」にもとづく統廃合や民間委託をおこなわないこと。各市場の再整備にあたっては、業者、住民との十分な協議をおこなうとともに、市場、分場の一方的な廃止を行わないこと。
- (3)市場全施設の耐震診断を行い、その結果を明らかにし、耐震補強工事を計画的におこなうこと。 民間の施設の補強工事について、促進を図るための援助を強めること。
- (4)スーパーなど量販店の横暴を規制し、先取り、転送による弊害をなくして、公平で公正なせり取引をおこなうよう努めること。
- (5)都として一般ごみや発泡スチロールのリサイクル、及び野菜の生ゴミのコンポスト化の設備を設置すること。
- (6)生産者・青果業者などと連携して、有機農産物コーナーを拡充するなど、有機農産物の取り扱いを抜本的に強めること。
- (7)盗難、住民苦情の増加に対応するため、巡視員を増加すること。

11. 都民の負担軽減を

- (1)小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を継続すること。
- (2)中小企業者などの支援のための小規模非住宅用地に対する固定資産税、都市計画税の減免措置を継続すること。
- (3)都独自におこなっている固定資産税標準税率の引き下げを継続し拡充すること。多摩の市町村が税率引き下げをできるように支援すること。
- (4)所得税、住民税の年金控除、老年者控除をはじめ各種控除の廃止により都民の負担が増えないよう、都として対策を講じること。

第2章 福祉・医療の拡充を

1. 少子化対策、次世代育成支援の推進

- (1)「次世代育成支援東京都行動計画」を関係者と都民の意見を十分に尊重して策定するとともに、 新たな補助制度の創設をはじめ、特別の予算措置を行うこと。
- (2)経済的支援の充実
 - ①乳幼児医療費助成の所得制限は撤廃すること。また、小・中学生までの子どもの医療費無料化を 実施すること。
 - ②妊婦健診の無料化や、出産費用負担軽減のための助成、または貸付制度を実施すること。また、 妊産婦医療費無料化制度を創設すること。
 - ③不妊治療費助成を拡充すること。
- (3)子育て支援の充実
 - ①子ども家庭支援センターおよび先駆型子ども家庭支援センターを全区市町村に整備すること。また、運営費補助を拡充し職員の配置を増やすとともに、職員研修を充実すること。
 - ②理由を問わずに利用できる一時保育事業を、大幅に拡充すること。ショートステイ、トワイライトステイなどの子ども家庭在宅サービス事業の拡充をはかること。
 - ③子育てひろば事業を拡充すること。子育てサロンなどにとりくむ団体に補助を行う子育てひろば C型(国事業名「つどいのひろば事業」)を全区市町村で実施するとともに、社会福祉法人、N PO法人以外も補助対象にすること。
 - ④子育ての悩みや不安を気軽に話せる子育てネットワークづくりをすすめること。子育てサークル の育成・支援を推進すること。
 - ⑤助産師、保健師による新生児や妊産婦の訪問相談・指導事業を拡充するため、都の支援を強化すること。
 - ⑥中高生用児童館の整備をはじめ中高生の居場所づくりを推進すること。都児童会館は直営をまもり、拡充すること。
 - ⑦子どもたちが自由に遊べる冒険遊び場(プレイパーク)の整備をすすめること。プレイリーダー の配置、および養成や研修、研究交流会等への支援を行うこと。

(4)保育の充実

- ①私立保育園等のサービス推進費補助の削減は中止し、経験年数加算を行うことをはじめ、制度の 抜本的な改善と拡充をはかること。努力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。
- ②一般保育所対策事業費、11 時間開所保育対策事業費をはじめとした認可保育所の都加算補助を維持・拡充するとともに、従来の都基準を堅持すること。
- ③児童福祉法にもとづいて、待機児解消を正面にすえた「保育計画」を策定し、公立保育所、認可保育所の新設、増改築のための施設整備予算を大幅に増額すること。都有地の無償貸与等による活用、用地費助成の創設、施設整備費補助の拡充を行うこと。
- ④ 2 人目以降の保育料に対する助成を行うこと。区市町村が行っている保育料の負担軽減に対し、 都として財政支援を行うこと。
- ⑤延長保育の補助は、0、1歳児の単価、1時間延長で5人以下等の対象児童数に満たない場合の 単価、および2時間以上の延長保育に対する単価を引き上げるなど拡充すること。
- ⑥産休明け・0歳児保育に対する支援を拡充し、実施園を大幅に増やすこと。
- ⑦障害児保育は、正規職員配置ができるよう補助を拡充すること。また、各年齢別の受け持ち定数 を改善するとともに、保健師または看護師および栄養士を全園に配置すること。
- ⑧病後児保育を大幅に拡充すること。また、病児保育を実施すること。
- ⑨アトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患の子どもに対する給食代など、補助を行うこと。また、「食育」の充実をすすめること。
- ⑩私立保育園に、常勤の事務職員を配置すること。また職員研修費の補助を行うこと。
- ①施設振興費を大幅に増額すること。定員定額制を実施するとともに、法人運営費助成を新設すること。
- ②借地の保育所に対する地代、借地更新料の補助制度を確立すること。また、地主への固定資産税 の減免や相当額の助成をはかること。

(5)保育室の充実

- ①保育室制度を存続、拡充すること。保育室の新設を認めること。
- ②3歳未満児について補助を拡充し、3歳以上児についての補助を復活すること。
- ③園児が激減する4月から9月の時期にたいする助成を制度化すること。
- ④認可への移行を希望する保育室、認証保育所に対し、都有地の無償貸与をはじめ、積極的に支援 する具体策を講じること。
- ⑤認証保育所B型への移行を希望する保育室に対し、施設整備費補助、家賃補助をはじめ、支援を 強化すること。
- ⑥子どもの安全対策設備に対する補助を行うこと。

⑦消費税の免税点引き下げにより課税対象となる場合は、保護者負担が増大しないよう、消費税分の補助を行うなどの措置を講じること。

(6)家庭福祉員制度の充実

- ①家庭福祉員にたいする補助および期末援助経費を増額すること。また補助者雇上経費を計上すること。4月から9月の時期に対する助成を制度化すること。
- ②0歳児保育推進加算制度を、家庭福祉員にも適用すること。

(7)学童保育の充実

- ①学童クラブの大幅な増設を推進し、待機児解消をはかること。
- ②学童クラブに対する運営費補助、および区部の財調算入額を大幅に拡充すること。指導員の常勤専任の複数体制を堅持すること。
- ③児童1人あたりの面積、指導員1人あたりの児童数をはじめ、学童保育の設置・運営基準を都として明確にし、「すべての児童を対象とする」全児童対策事業との統合は認めないこと。学童クラブと全児童対策事業は、それぞれ独自に拡充を進めること。
- ④保育時間の延長、対象学年の拡大、土曜保育、障害児の受け入れ等を促進するため、区市町村への財政支援を強化すること。障害児加算を大幅に拡充するとともに、障害児保育についての職員 研修を実施すること。
- ⑤保護者の費用負担を増やさないこと。
- (8)児童虐待防止対策の充実
 - ①児童福祉司をはじめとした専門職員を大幅に増やすこと。
 - ②一時保護所を増設し、低年齢児をはじめ受け入れをひろげること。墨田、立川の一時保護所は存続すること。
 - ③児童虐待カウンセリング強化事業、家族再統合のための治療援助事業、家庭復帰促進事業を拡充 し、親子関係の改善、虐待防止、家族再統合にむけたケアを推進すること。
 - ④児童虐待防止区市町村ネットワーク事業を全区市町村で実施すること。子どもの虐待防止センターへの支援を行うこと。

(9)児童養護の充実

- ①児童養護施設の職員配置を拡充し、保育士、指導員の配置を全年齢を通じて児童2名に対し1名にすること。また、子どもの生活スペースを拡大するため、施設改築補助の基準面積、補助率の引き上げを行うとともに、1室4名以下の基準にすること。
- ③養護児童のグループホームを拡充すること。サテライト型など多様な運営形態を試行すること。

- ④養育家庭、専門養育家庭の研修を充実するとともに、交流促進事業を実施すること。養育家庭支援員を配置するなど、養育家庭に対する支援体制を抜本的に拡充すること。
- ⑤養護を必要とする児童のショートスティを受け入れる短期里親制度を創設すること。
- ⑥自立援助ホームに対する補助を拡充するとともに、整備促進をはかること。専門職員の配置の充 実、退所した児童に対する相談・援助の強化をすすめ、家賃補助を創設すること。
- ⑦情緒障害児短期治療施設の整備を行うこと。また、児童相談センターで実施されている情緒障害 児等の治療指導を拡充すること。
- ⑧医療・福祉が連携した病虚弱児の施設整備を行うこと。また、病虚弱児の実態調査を行い、福祉、 医療、教育の総合的な支援対策を構築すること。

(10)乳児院の充実

- ①小児科医が常駐し、医療ケアが必要な乳児も受け入れることができる乳児院を都が責任をもって 新たに整備すること。
- ②6カ月未満児の職員配置を1対1にすることや、医療ケア加算など、看護師、保育士などの職員 配置を充実すること。またケースワーカー、心理指導員、等を配置すること。
- ③嘱託医手当を増額すること。
- ④親の育児体験学習など、両親に対する子育て支援事業を推進すること。乳児院家庭支援専門相談 員の配置をすすめること。

(11)ひとり親家庭に対する支援の充実

- ①母子及び寡婦福祉法にもとづく「ひとり親家庭自立支援計画」を、関係者と都民の意見を十分に 尊重して策定すること。
- ②都営住宅のひとり親家庭むけ募集枠を拡大し、母子住宅の住戸改善など居住水準を向上させること。 ひとり親家庭への家賃補助制度を創設すること。
- ③ひとり親家庭ホームヘルプ事業は、補助を増額し無料化するとともに、派遣時間の延長、派遣条件の改善を行うこと。ひとり親家庭総合支援事業を拡充すること。
- ④都の児童育成手当を増額するとともに、支給年齢を延長し、所得制限は撤廃すること
- ⑤母子自立支援員の配置を充実すること。父子家庭相談員の配置を行うこと。
- ⑥ひとり親家庭電話相談事業について、平日夜間の法律相談を実施するなど拡充すること。

(12)母子生活支援施設、婦人保護施設の充実

- ①婦人保護施設におけるメンタルケアを行う心理担当職員を充実すること。また、夜間対応の宿直 職員の複数化、および利用者支援を強化するための職員体制の充実を行うこと。
- ②母子生活支援施設における専門的な処遇職員については、児童福祉法改定による最低基準を満たすために必要な配置を行うこと。また、保育士の増配置をすすめること。

- ③緊急一時保護事業を実施する母子生活支援施設に、専任の職員を配置すること。
- (13)子どもの権利条約にもとづく条例制定を推進し、都としてオンブスパースンの設置をはじめ、「子どもの権利擁護システム」を構築すること。

2. 高齢者の介護・福祉の充実

- (1)介護保険の保険料・利用料の減免
 - ①都として保険料の減免を行うとともに、保険料軽減を行う区市町村への支援を行うこと。
 - ②区市町村の軽減策を支援する利用料減免制度をつくること。国の特別制度にもとづく都の利用者 負担軽減事業は、来年度も継続すること。所得・資産制限などをさらに緩和し対象者を拡大する とともに、事業者負担を軽減またはなくすこと。
- (2)施設整備の促進と運営の充実
 - ①特別養護老人ホーム経営支援事業は存続し、抜本的に拡充すること。
 - ②希望するすべての人が利用できるよう、国の低い整備目標にとらわれることなく特別養護老人ホームなど介護基盤の整備を促進すること。社会福祉法人への公有地の無償貸与をはじめ、増設のため積極的な支援を行うこと。
 - ③特別養護老人ホームの用地取得費補助を継続し拡充すること。また、施設整備費補助を拡充する とともに、小規模特別養護老人ホームの整備、運営に対する支援を強化すること。
 - ④特別養護老人ホームによる地域サテライトや逆デイサービスを推進すること。そのために家賃、 人件費、改築費等への補助を行うこと。
 - ⑤特別養護老人ホーム入所者の生活向上のために、福祉的生活保障費の補助を実施すること。ホテルコストを徴収しなくてすむよう、「新型特養」整備に対する都独自補助を創設すること。
 - ⑥老人保健施設の緊急整備に取り組み、施設整備費補助を引き上げること。用地費、借地、建設費 等への助成を拡充すること。老人保健施設のリハビリテーション等の機能強化をはかること。
 - ⑦特別養護老人ホーム、老人保健施設のユニットケアを推進すること。そのために改築への補助を 拡充するとともに、運営費に対する大幅な加算を行うこと。
 - ⑧ 0 5 年 3 月で経過期間が切れ特養の対象外となる旧措置による要支援の利用者に対し、都として 支援を行うこと。
- (3)多様なケア付住まいの整備
 - ①痴呆性高齢者グループホーム整備への補助を拡充し、緊急整備を推進すること。賃借物件を活用

する事業者に対し家賃補助を行うこと。

- ②暮らしの福祉インフラ緊急整備事業、都有地の活用をはじめ、痴呆性高齢者グループホーム等に 対する用地費支援を拡充するとともに、家賃など利用者負担を軽減すること。
- ③利用者の重度化等に対応できるよう、痴呆性高齢者グループホームの職員配置を都独自に加算すること。
- ④通えて、泊まれて、住むこともできるなど、多様なサービスを備えた地域密着型の小規模多機能 施設や、痴呆のあるなしにかかわらず利用できるグループホーム(グループハウス)の整備をす すめること。
- ⑤生活援助員が配置され所得に応じた利用料で入居できる、生活支援ハウスの整備を促進すること。
- ⑥シルバーピアなどの高齢者住宅への生活援助員(LSA)の配置を推進するとともに、LSAへの支援を強化すること。シルバーピアの整備を促進すること。
- ⑦ケアハウス整備の補助および運営費の補助を拡充するとともに、用地費等補助を創設すること。
- ⑧軽費老人ホームの個室化を進め、車椅子使用者もふくめ、自立した生活を確保できるように支援すること。むさしの園を存続すること。
- ⑨養護老人ホームを増設するとともに、個室化をすすめること。介護、医療、機能回復訓練などの機能を強化し、支援をつよめること。施設の建替えに対する助成を行うこと。
- (4)介護予防および地域生活支援の充実
 - ①「介護予防 10 か年計画」を高齢者団体など関係者と都民の意見を十分に尊重して策定すること。 元気な高齢者の健康を維持し、生きがい活動を推進することや、地域における健康づくり活動を 支援するなど、総合的な介護予防・寝たきりゼロ対策を推進すること。
 - ②介護予防・地域支え合い事業、介護予防開発普及促進事業、介護予防推進モデル地区重点事業等 を抜本的に拡充し、高齢者筋力向上トレーニング、介護予防プラン作成、ミニデイサービス、生 活支援ヘルパーなどの普及促進をはかること。
 - ③介護予防健診「お達者 21」の活用を促進するとともに、介護予防の指導者・人材養成、介護予防の拠点施設整備をすすめること。介護予防のための公園整備を支援すること。
 - ④虚弱・ひとり暮らし高齢者等に対する見守りネットワークの整備を促進すること。緊急通報システムの利用条件を緩和し、拡充すること。
 - ⑤区市町村社会福祉協議会等が行う「小地域福祉活動」に対し支援を行うこと。
 - ⑥区市町村の給食サービスが、毎日、全地域に配食できる体制が確立できるように都の補助制度を 確立すること。
 - ⑦住宅改造は、対象範囲や限度額などを拡充し、利用しやすい制度に改善すること。

(4)在宅介護の充実

- ①要支援、軽度要介護者の家事援助サービスや通所介助を後退させることなく、充実をはかること。
- ②ホームヘルパーの養成と研修を強化するとともに、待遇改善を推進すること。
- ③訪問リハビリを抜本的に拡充すること。訪問リハビリ・ステーションを創設するとともに、訪問 リハビリに取り組む療法士の研修を実施すること。
- ④高齢者在宅サービスセンターの整備を促進し、入浴サービスやリハビリなどにとりくむ区市町村 への支援を行うこと。
- ⑤ショートステイの基盤整備に対する支援を強化すること。専用施設である老人短期入所施設整備 への補助を行うこと。
- ⑥緊急ショートステイ事業を再開するとともに、区市町村への支援を行うこと。緊急のヘルパー派 遣や訪問看護事業を行うこと。
- ⑦おむつ支給は、要介護4、5以外の在宅高齢者も対象にするなど拡充すること。
- (5)介護サービスの質の確保と利用者保護
 - ①在宅介護支援センターの施設整備費、運営費など補助を拡充すること。基幹型センターの地域ケア会議、介護予防プラン、見守り支援などの機能を強化すること。
 - ②ケアマネージャーへの研修の拡充や、ケアマネジメントリーダーの養成と活動への支援を強化すること。サービス担当者会議開催への支援を行うこと。
 - ③公平公正な要介護認定が行われるための区市町村への支援を行うこと。介護認定調査員、介護認定審査会委員に対する研修を強化するため、研修費への助成を行うこと。介護認定において、難病のパーキンソン、リウマチなど、1日の中で変化する症状などを十分考慮すること。
 - ④苦情解決の体制整備を行う区市町村を支援し、サービス利用者を保護するしくみを強化すること。

(6) 痴呆性高齢者への支援

- ①痴呆予防のための人材養成をすすめるとともに、地域型痴呆予防プログラムを実施する区市町村 に対する支援を行うこと。
- ②痴呆介護研修事業を充実するとともに、痴呆性高齢者をかかえる家族に対する相談・支援事業を 実施すること。かかりつけ医をサポートする痴呆専門医の養成を行うこと。
- ③老人性痴呆疾患専門病棟の確保病床を大幅に増やすこと。痴呆性高齢者が入院できる施設の看護、 介護職員の都独自の加配を行うこと。精神科医師を配置すること。
- (7) 高齢者虐待防止対策の推進
- ①高齢者虐待の実態調査を行うとともに、総合的な対策の検討会を設置し虐待防止システムの構築 に取り組むこと。
- ②ヘルパーなど専門職に対する研修を推進し、支援マニュアルを整備すること。

- ③都として高齢者虐待相談通報センター、および一時保護所を設置するとともに、これらの取り組 みをすすめる区市町村への支援を行うこと。
- ④特別養護老人ホーム等に緊急対応ベッドを確保すること。
- ⑤区市町村が行う高齢者虐待防止ネットワークの構築に対し、補助を行うこと。
- ⑥身体拘束ゼロ運動を推進すること。
- (9) 高齢者の社会参加の推進と生活の安定
 - ①シルバーパスの新規対象者に交付の案内が通知されるようにすること。多摩モノレール、隣接県 バス路線についてもシルバーパスの対象とすること。
 - ②老人クラブへの助成を拡充し、自主的事業への支援を充実すること。指導者養成のための東老連 大学校を再開できるよう支援を行うこと。
 - ③区市町村が取り組む高齢者の就労支援事業に対する補助を創設すること。
 - ④都内の無年金者の実態調査を行い、支援策について検討すること。

3. 経済給付的事業の復活と拡充

- (1)老人医療費助成(マル福)の縮小・廃止は凍結し、65歳から適用に戻すこと。高齢者医療費の 償還払い制度の改善をはかるとともに、受領委任払い制度を実施すること。
- (2)シルバーパスを無料制度に戻すこと。住民税課税者に対する当面の緊急対策として所得に応じた 段階的な負担軽減をはかること。また分割払いを認めること。
- (3)老人福祉手当を復活すること。少なくとも、介護度が重く、介護・医療費の支払いが困難な高齢者や、長期入院で差額ベッド料をはじめとした負担が重い高齢者に対する経済的支援を行うこと。
- (4)心身障害者(児)医療費助成は、無料に戻すとともに、所得制限を元に戻すこと。高齢者の除外 措置をやめ、対象者をひろげること。
- (5)重度心身障害者福祉手当、心身障害者福祉手当、児童育成手当は、所得基準を元に戻すこと。高齢者の除外をやめるとともに、手当を増額し適用範囲をひろげること。
- (6)ひとり親家庭の医療費助成、および上下水道料金などの公共料金減免制度の所得制限を、97年度水準に戻すこと。

4. 障害者、難病患者等への支援の充実

(1)身体、知的、精神をふくめた「東京都障害者施策推進プラン」を、障害者、家族、関係者の意見を十分に尊重して策定すること。

(2)支援費制度の改善

- ①「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」の推進をはじめ、基盤整備の抜本的拡充を推進すること。
- ②ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣時間等について、障害者の地域生活を保障するために必要なサービス量が確保されるよう、都として十分な財源を確保し、区市町村への支援を強化すること。
- ③支援費対象施設に対する都加算や都単独補助を維持・拡充すること。
- ④利用者負担の軽減策を拡充すること。
- ⑤障害者のホームヘルパー、ガイドヘルパーに対する教育・研修を強化すること。
- ⑥支援費制度利用援助モデル事業を存続すること。
- ⑦支援費制度に関する苦情解決機関を、都として設置すること。
- (3)地域生活支援、社会参加の推進
 - ①障害者の地域生活支援ワーカーの養成・配置をすすめること。障害者生活支援事業を全区市町村で実施できるよう都として支援を行うとともに、障害児(者)地域療育事業を実施すること。
 - ②パソコンボランティアの養成・派遣等の障害者 I T サポートセンター事業を拡充すること。障害者情報バリアフリー化支援事業は、対象者、対象品目、限度額など都独自に拡充すること。
 - ③高次脳機能障害者のためのリハビリテーション施設の整備、医師、療法士の研修を推進するとと もに、福祉サービスの拡充をはじめとする支援策をつよめること。心身障害者福祉センターの肢 体不自由者更生施設を拡充すること。
 - ④盲導犬、介助犬、聴導犬の給付事業を拡充するとともに、飼育料補助を実施すること。これらの 補助犬の育成に対する支援を強化すること。
 - ⑤喉頭摘出者の発声訓練等に対する少額補助の廃止、削減はしないこと。吃音者発声訓練事業に対する補助は存続すること。
 - ⑥重度障害者緊急通報システムは、障害の状態、家族の構成、居住地域などにかかわらず、必要な 障害者すべてに支給すること。
 - ⑦日常生活用具給付事業にパソコン・周辺機器を加えるなど、給付対象の拡大ならびに基準を引き

上げ、福祉機器のレンタル使用料にも助成すること。

- ⑧休養ホーム事業について、付添い人の自己負担をやめること。施設の拡大、宿泊回数の増加、利用者負担の軽減を行うこと。精神障害者、難病患者も利用できるようにすること。
- ⑨区市町村が実施する福祉タクシー事業およびガソリン助成事業に対する助成を行うこと。契約タクシーの全都一本化をはかり、すべてのタクシーが利用できるようにすること。
- ⑩児童館をはじめとした公共施設や学童クラブを障害児が利用しやすいように整備するなど、学校 の週5日制に対応した障害児の地域での居場所の確保を推進すること。
- ⑪障害児の放課後の生活を保障する「地域デイホーム事業」への補助率の削減はやめ、拡充すること。中高生デイサービスを創設すること。
- ②地域において発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までのいっかんした支援体制整備をはかる こと。
- ⑬障害者団体の学習、交流、レクリエーションなど自主活動への助成を拡充すること。

(4)在宅福祉・医療の充実

- ①心身障害者(児)緊急保護事業の区市町村に対する補助率削減、および各施設への実績払いへの 転換はやめ、拡充すること。
- ②重度脳性マヒ者等介護人派遣事業、全身性障害者介護人派遣事業を拡充すること。重度脳性マヒ 者等介護人派遣事業と居宅支援事業の併給を認めること。
- ③障害者の成人健康診断を実施するとともに、二次障害の健康審査体制を充実すること。
- ④障害者のかかりつけ歯科医を推進すること。すべての都立病院に障害者歯科診療室を早期に設置するとともに、障害者口腔保健センターを拡充し、多摩地域にも設置すること。

(5)住宅の保障

- ①障害者が利用できる都営住宅の建設をすすめ、障害者の優先入居戸数を増やすこと。単身の障害者が介助者と入居できるようにすること。ハーフメイド式を存続・拡充すること。都営住宅を活用した重度身体障害者グループホームの設置を認めること。
- ②障害者世帯への家賃補助制度を創設すること。
- ③住宅設備改善の給付については、すべての障害を対象とし、年齢、障害の等級などの制限を緩和し対象を拡大すること。階段昇降機も加えるなど、給付種目を拡充すること。
- ④重度身体障害者のグループホーム、共同ホームなどの整備を促進するとともに、運営費補助を拡 充すること。肢体不自由者を対象にした自主生活体験事業への助成を行うこと。

(6)仕事と生活の場の保障

①心身障害者(児)通所訓練等事業は、市町村に対する補助率削減はやめ、拡充すること。建物・ 土地の借り上げ料への補助、家賃補助を行うとともに、身体と知的、自閉などの重複障害者への 加算を創設すること。

- ②小規模通所授産施設に対する都の運営費補助を拡充するとともに、就労支援機能を強化すること。 事務員を配置できる補助を行うこと。
- ③小規模通所授産施設、および共同作業所利用者の「平均週3日以上の通所」規定は、法定通所授 産施設の規定に即して見直すこと。
- ④障害者の卒業後の進路を保障するため、障害児学校卒業予定者の実態、希望を調査、把握し、総合的な卒後対策を確立すること。障害児学校に専任の進路指導担当教師を配置すること。
- ⑤障害児学校卒業者の実態に見合う福祉作業所、授産所、生活実習所、重症心身障害者通所施設の 増設を都の責任で行うこと。また、これらの施設にたいする仕事のあっせんを強めるとともに、 官公需の優先発注を行うこと。
- ⑥民間企業に対し、障害者雇用率の設定、雇用率の引き上げに積極的に取り組むように、指導する こと。また、トライアル雇用の定員を増やすとともにジョブコーチ制度を拡充すること。
- ⑦区市町村障害者就労支援事業を拡充し、全区市町村で実施すること。障害者の職業訓練を抜本的 に拡充すること。

(7)施設の充実

- ①心身障害者福祉センターの拡充をすすめること。
- ②東京都障害者福祉会館は直営を守ること。老朽設備の改修、職員体制の充実、講習・講座など会館が行う事業の拡充をはかること。
- ③多摩地域に都の障害者福祉センターをつくること。
- ④他県にある都の独占施設への運営費補助を充実するとともに、家族の面会のための旅費について 助成すること。
- (8) 重症心障害児・者施策の充実
 - ①東部療育センターは、短期入所の枠を増やすとともに、乳幼児の通所リハビリを保障すること。 また入所、通所とも超重症児・者を積極的に受け入れることができるよう、質の高いスタッフと 医療設備を整備・確保すること。
 - ②八王子・町田地区をはじめ、養護学校を卒業してくる重症心身障害児・者の数に見合う、医療ケアの整った通所施設の整備を推進すること。都立北療育医療センターで重症心身障害児・者の通所事業を実施すること。
 - ③重症心身障害児・者の通所事業を拡充し、利用日数を減らさないこと。超重症児加算などにより 看護師をはじめ職員を増やすとともに、療育時間の延長、ナイトケア(宿泊訓練)、園外活動を 実施する施設への補助を創設すること。気管切開している通所者も送迎バスを利用できるように すること。

- ④重症心身障害児・者のショートステイベッドを大幅に増やすとともに、支援費制度の短期入所と 別枠で、長期利用者のためのベッドを確保すること。在宅訪問看護事業を拡充すること。
- ⑤重症心身障害児・者の地域療育支援のネットワークづくりを推進すること。
- ⑥都立府中療育センターの改築を推進すること。都立児童福祉施設は都立直営の運営をつづけること。

(9)知的障害者施策の充実

- ①知的障害者、重度知的障害者のグループホームを大幅に増設するとともに、運営費補助、および 家賃補助を拡充すること。重度障害者が入居しているグループホームに重度加算を行うこと。
- ②通勤寮、体験型グループホームを増設するとともに、運営費補助を拡充すること。
- ③知的障害者のレスパイトケア、ガイドヘルパー、ホームヘルプを拡充すること。
- ④区部をはじめ入所施設を増設すること。
- (10)精神障害者施策、心のケア対策の充実
 - ①民営バスの運賃割引制度を創設すること。都営交通乗車証発行手数料を無料にすること。重度の 精神障害者にタクシー券を支給すること。
 - ②障害者手帳をもつ精神障害者が、福祉手当の支給など身体、知的障害者と同様の福祉サービスを 受けられるようにし、手帳交付を促進すること。
 - ③生活訓練施設、福祉ホーム、グループホーム、通所授産施設、小規模授産施設、共同作業所、地域生活支援センターの大幅増設、および運営費補助、職員配置の抜本的拡充をはかること。授産施設や福祉ホームの補助金は年度当初に交付すること。
 - ④地域生活支援センター等にピアカウンセラーを配置する制度を創設すること。精神障害者当事者 団体が実施するピアカウンセリング事業等に助成を行うこと。
 - ⑤福祉ホームの常勤職員を最低でも2名配置できるよう制度を改善するとともに、退所者への援助 (アフターケア)に対する助成を創設すること。
 - ⑥保証人制度の創設や、手帳所持の単身者が公営住宅へ入居できるようにするなど、住宅確保の支援システムを構築すること。
 - ⑦社会適応訓練事業の拡充をはかるとともに、ジョブコーチ制度と組み合わせた都独自の精神障害 者の総合的な就労支援事業を創設すること。
 - ⑧精神障害者へのホームヘルパー派遣を拡充すること。ショートステイの対象施設を生活訓練施設以外にもひろげ、全区市町村で実施すること。
 - ⑨精神科救急医療体制を拡充すること。民間診療所等の協力による初期救急体制を確立すること。
 - ⑩精神障害者退院促進支援モデル事業を拡充するとともに、実施地域をひろげること。
 - ⑪都立松沢病院の病棟閉鎖はやめ、外来看護体制を強化すること。松沢病院における患者の社会復

帰支援は、患者・家族の十分な合意・納得のもとに行うこと。都立病院の精神科医療を拡充する こと。

- ②都立精神保健福祉センターを拡充するとともに、東部総合精神保健福祉センターの建設を促進すること。
- ⑬都の保健所におけるデイケアを再開し、精神障害者への支援機能を強化すること。区市町村のデイケア事業および精神障害者施策の拡充のため支援を強化すること。
- ④専門病棟の確保など、アルコール精神疾患医療対策を強化すること。薬物被害者の自立と社会復帰事業への支援を充実すること。
- ⑤精神障害者の家族に対する総合的な支援策を確立すること。
- ⑥ひきこもりや家庭内暴力などの思春期の心のケア対策を強化すること。
- ⑪うつ病の早期発見・支援体制の確立など、自殺予防対策を拡充すること。自殺予防の相談を行っている「いのちの電話」への支援をつよめるとともに、「多摩いのちの電話」の24時間相談体制実施にたいし補助を行うこと。

(11) てんかん患者施策の充実

- ① てんかん患者の「生活支援センター」に対し都として運営費補助を行うこと。てんかん患者にたいする独自の医療・福祉施策を確立、充実すること。
- ②てんかんに対する正しい知識と理解を定着させるための啓発、研修事業を実施すること。

(12) 聴覚障害者施策の充実

- ①委託費雇用専従手話通訳者の増員、登録手話通訳派遣費の単価の増額、特殊健診の予算化、養成 事業費の増額など、手話通訳派遣事業の拡充をはかること。
- ②手話通訳事業は、現状では区市町村ごとに大きな格差があるため、関係者と十分協議し、安易かつ 地速に移管しないこと。
- ③聴覚障害者総合センターおよび東京で第2の情報提供施設の整備をすすめること。
- ④聴覚障害者の生活・福祉の支援を行う「ろうあ相談員事業」を実施すること。
- ⑤携帯電話用防災ホームページをつくるなど、災害時の聴覚障害者への情報提供システムを確立すること。手話ボランティアへの支援を行うこと。
- ⑥要約筆記者派遣事業、中途失聴者コミュニケーション事業の充実、ビデオライブラリー事業の委託など、聴覚障害者自立支援センターへの支援を強化すること。
- ⑦ろう重複障害者のための入所授産施設への支援を強化するとともに、新たなろう重複障害者入所 施設の整備をすすめること。グループホームの整備をすすめること。
- ⑧中途失聴・難聴者の手話講習会を継続・拡充すること。職場への手話通訳、要約筆記者の派遣を 行うこと。

(13) 視力障害者施策の強化

- ①視力障害者にたいするヘルパー派遣、およびガイドヘルパー派遣を拡充すること。重度視覚障害者ガイドヘルパー養成研修事業を都として行うこと。
- ②点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業を拡充すること。また、日常生活情報の文字サービス事業を 拡充すること。
- ③駅のホームからの転落防止のため、点字ブロックや可動式ホーム柵の設置などを推進すること。 都営地下鉄全線に可動式ホーム柵を設置すること。
- ④音響式信号機およびシグナルエイド対応の信号機を増やすこと。
- ⑤点字ブロックは「全盲者が使える」「弱視者に見やすい」「晴眼者にもそれとわかる」ものを敷設 すること。そのためにも事前に、視覚障害者団体と相談できるようにすること。
- ⑥都の職員採用試験に点字試験を導入すること。都立病院、都立福祉施設等に、はり・きゅう、あんま・マッサージ師、録音タイピストなどの採用をすすめること。
- ⑦特別養護老人ホームに対する視力障害者のあんま・マッサージ師の配置・雇用のための補助を継続・拡充し、新規適用も行うこと。
- ⑧視力障害者のはり・きゅう、あんま・マッサージ師の営業をまもるとともに、仕事確保への支援を強化すること。視力障害者の職業自立センターを設置すること。
- ⑨点字図書館への委託事業を拡充し、点字図書の発行を増やすこと。また、法人以外の点字印刷所 に運営費補助、および仕事の発注を行うこと。

(14) 盲ろう者施策の充実

- ①盲ろう者むけのコミュニケーション方法講習会やパソコン講習会などの更生援護事業を、都の委 託事業とすること。
- ②盲ろう者のための総合的な支援センターや作業所、グループホームを整備すること。
- ③通訳・介助者派遣事業について、派遣時間数を大幅に増やすとともに、利用時間制限の撤廃、通 訳介助者の手当の増額など、抜本的に拡充すること。正職員2名分の配置を行うこと。
- ④通訳・介助者養成講習会、および登録済み通訳・介助者研修会を都の事業として実施すること。
- (15) オストメイト (人工肛門・人工肛門を保有している人) の施策の充実
 - ①オストメイト社会適応訓練事業の補助の削減をやめ拡充すること。
 - ②災害時におけるストーマ用補装具の供給確保体制を確立すること。
 - ③ストーマ用補装具交付の所得制限を緩和し、自己負担を軽減すること。
 - ④オストメイト対応トイレの整備、普及をすすめること。自家用オストメイト対応トイレへの補助 を行うこと。

(16) 難病患者への支援の充実

- ①難病相談・支援センターを拡充し、専門相談を複数配置できるようにすること。また専門医や、 患者団体による相談体制を充実すること。
- ②難病医療費助成の対象疾病を存続・拡充し、骨髄異形成症候群等を加えること。重度認定の範囲 をひろげるとともに、医療費の患者負担の軽減をはかること。
- ③在宅の難病患者に対する訪問診療、医療機器貸与、緊急一時入院、人工呼吸器使用患者訪問看護などの事業を拡充すること。
- ④ホームヘルパー派遣、日常生活用具給付など、難病患者等居宅生活支援事業を拡充すること。在 宅の重症難病患者を介護できる専門のヘルパーを養成すること。
- ⑤各都立病院に難病専門医を適正に配置し、患者増にみあう専門医療窓口および施設を拡充すること。
- ⑥神経筋疾患に対する呼吸理学療法(呼吸リハビリ)の普及をすすめること。
- ⑦災害時における在宅難病患者等への救急医療、救護体制を確立すること。
- ⑧区市町村障害者就労支援事業の対象に難病患者を加えるなど、難病患者に対する就労支援を強化 し、雇用を促進すること。
- ⑨難病患者にも都営交通の無料パスを交付するとともに、民営バスの運賃割引制度を実施すること。

(17) 肝臓病患者施策の充実

- ①ウイルス肝炎の通院医療費助成を行うこと。また、低所得者に対する経過措置を継続するとともに、住民税非課税の条件を満たせば申請できるようにすること。
- ②ウイルス肝炎の入院助成を拡充するとともに、利用促進のため制度の改善と周知徹底をはかること。
- ③肝炎ウイルス検査の受診率向上にむけ区市町村への支援を抜本的に強化すること。
- ④一次検診で発見されたウイルス肝炎患者が、確実に精密検診、早期治療をうけることができよう、 フォローアップ事業を実施すること。
- ⑤肝炎患者およびウイルス保持者が、療養や日常生活等について相談できる肝臓病専門医による相 談窓口を設置すること。
- ⑥フィブリノゲンによる薬害肝炎については、検診・治療を無料で行うこと。

(18)腎臓病患者施策の強化

- ①腎臓病の研究、予防、治療から社会復帰までふくめた腎疾患総合対策を確立すること。
- ②糖尿病性腎症からの透析患者を増やさないため、知識普及をはじめとした予防、および治療体制を強化すること。
- ③献腎移植の普及をはじめ腎移植体制を強化すること。臓器移植コーディネーターを増やすこと。

- ④都立病院に腎臓病の早期治療から腎移植手術まで可能な腎総合センターを設置するとともに、腎 外来設置を推進し、外来透析および夜間、休日透析を実施すること。
- ⑤大久保病院は、腎不全センターの機能を堅持し、合併症、とくに整形外科系の合併症に対応できるよう充実すること。
- ⑥区部に、多摩地域と同様の透析患者の災害時ネットワークを構築すること。透析施設の災害時対 応の設備・備品整備などに支援を行うとともに、患者情報を記入できる透析患者カードを、すべ ての透析患者が所持できるようにすること。
- (7)要介護透析者の通院移送サービスを実施すること。
- (19) リウマチ・膠原病患者に対する施策の充実
 - ①身近な病院で「リウマチ教室」を開催し、正しい知識を学習できるようにすること。
 - ②都立病院の膠原病科、リウマチ科を存続・拡充すること。
- (20) ALS患者等の施策の充実
 - ①神経難病ネットワーク事業を抜本的に拡充すること。拠点病院、協力病院への補助を行い整備を 促進するとともに、協力病院への医学的支援を強化すること。
 - ②「身体療護施設ALS居室」、および在宅人工呼吸器使用患者のショトートステイ、デイサービスを拡充すること。福祉施設と医療機関の連携を強化し、福祉・医療従事者への研修を行うこと。
- (21) 低肺やCOPD(慢性閉塞性肺疾患)などの呼吸機能障害者に対する施策の充実
 - ①在宅酸素濃縮装置の電気代助成を行うとともに、在宅酸素療養患者の医療費負担の軽減をはかる こと。
 - ②包括的呼吸器リハビリテーションの普及とともに、在宅酸素療養患者の医療・福祉が連携した地域ケア支援体制の整備を推進すること。
 - ③都立清瀬喜望園、および酸素対応可能な老人保健施設等で、呼吸機能障害者のショートステイ、 デイサービスを実施すること。
 - ④酸素対応可能な老人保健施設等を整備するため支援を行うこと。
- (22)公害患者に対する支援の充実
 - ①都の医療費助成の年齢制限を撤廃し、すべての公害患者に助成を実施すること。また、全年齢・ 全地域を対象に、自動車排ガスにかかわる大気汚染による健康被害者の医療費救済制度を創設す ること。
 - ②国に対し公害患者健康被害補償法なみの被害者救済制度を早急に創設するよう、つよく働きかけること。
 - ③大気汚染物質とぜん息発症に関する影響調査を推進すること。

(23)被爆者援護の充実

- ①被爆者援護条例の趣旨にそって、被爆者健康診断を拡充し検査項目の充実をはかること。
- ②「被爆者の子」の医療費助成について、支給期間を当該疾病の発症時までさかのぼることや、更 新期限を健康管理手当なみに延長するなど、充実すること。
- ③被爆者団体に対する委託事業費は、出張相談会、医療後援会などの実態にあわせて充実をはかること。
- ④被爆60周年に際し、東京に生きた被爆者の実態を残す調査を行うこと。
- (24) ハンセン病元患者の人権回復、および社会復帰に対する支援を、抜本的に強化すること。

5. 生活援護、路上生活者への支援の充実

(1)生活保護の改善・充実

- ①生活保護にかかわる都加算援護(夏冬の見舞金、健全育成事業)を存続、拡充すること。高等学校等の入学料、授業料、教材費、交通費などの教育費について、都独自の法外援護を創設するとともに、健全育成事業の対象を高校生までひろげること。
- ②福祉事務所のケースワーカーを増やすとともに、なかでも専門技術をもった専任職員である社会 福祉主事の有資格者を増やすこと。また、ケースワーカーの専門性を高めるための研修体制を整 備すること。
- ③就労支援専門員の配置や、福祉・住宅・就労支援、・メンタルヘルスなど「専門職によるチーム アセスメント」および「個別自立支援計画」の導入などの取り組みをすすめる福祉事務所を支援 する、福祉事務所の自立支援機能強化事業を創設すること。
- ④技能習得費や就職支度費などのための生業扶助の拡充、および運用の改善を都独自に行い、生業 扶助の利用を抜本的に拡大すること。
- ⑤医療扶助は医療券方式ではなく、医療証に改善すること。
- ⑥マンション、アパートをはじめ民間住宅の借り上げや、都独自の低家賃住宅整備支援事業の創設等により、低家賃住宅の確保、および整備を推進すること。また、家賃・住宅費の支援さえあれば生活保護をうけなくてすむ人を対象に、資力調査を大幅に緩和した都独自の住宅手当を創設すること。
- ⑦生活保護の適用にはいたらない低所得者に対し、自立した生活ができるよう区市町村等が「自立 支援計画」をつくり、福祉・住宅・就労をはじめとした総合的支援を行う事業を創設すること。

- ⑧低所得者の生活実態調査、および生活保護の捕捉率調査を実施すること。
- (2) 更生施設、救護施設、宿所提供施設等の増設、および増改築を促進するとともに、運営費補助を拡充すること。これらの施設退所者の都営住宅特別枠の拡大をはかること。
- (3)路上生活者への支援の充実
 - ①緊急一時保護センター、自立支援センター、自立訓練ホームの事業を拡充するとともに、増設を すすめること。用地確保への支援を強化すること。
 - ②公園生活者地域生活移行支援事業、巡回相談センター事業を拡充し、実施か所をひろげること。
 - ③都独自の緊急雇用創出事業を創設し、路上生活者の仕事確保と自立支援を推進すること。
 - ④宿泊所の運営、および設置の基準を強化すること。
 - ⑤多摩地域の路上生活者支援事業を確立すること。
- (4)民事法律扶助法の施行後、利用者が急増している法律扶助協会東京都支部運営事業に対する補助 を大幅に拡充すること。八王子、上野、池袋、渋谷、北千住の各援助センターの事業費も補助対象 とすること。

6. 福祉の基盤づくりの推進

(1)地域福祉の充実

- ①住民参加型団体による移送、配食、有償家事援助の在宅福祉サービスが安定して継続できるよう、 地域福祉振興事業の削減をやめ、拡充すること。広域的サービスを提供していることにともなう コーディネーター人件費助成、活動拠点整備への支援などを行うこと。
- ②地域福祉推進事業については区市町村への支援を拡充すること。
- ③福祉活動を行うNPOや住民参加型団体、ボランティア団体の運営強化のための支援を行うこと。
- ④地域福祉権利擁護事業を全区市町村で実施できるよう支援を拡充すること。成年後見、苦情対応 など福祉サービスの利用援助にとりくむ区市町村への支援を行うこと。
- ⑤区市町村のボランティア事業の充実強化をはかること。東京ボランティア・市民活動センターの 機能を拡充すること。
- ⑥包括補助の福祉改革推進事業は、補助対象の拡大、補助基本額の増額、補助率の引き上げなど、 拡充すること。
- ⑦グループホーム等に活用可能な土地、住宅、アパート、マンションなどを登録する公的な窓口と して「福祉資源登録バンク」を創設すること。

(2)社会福祉人材の養成

- ①福祉人材の養成・確保、および待遇改善、定着促進の対策を、都として強化し、拡充すること。
- ②福祉人材センター情報室の機能強化をすすめるとともに、研修事業を拡充すること。
- ③民間事業者の人材育成の取り組みを総合的に支援する福祉人材サポートセンターを設置すること。
- ④練馬社会福祉総合学院の公的役割を堅持し、専門性の高い福祉人材養成の事業を抜本的に拡充すること。
- ⑤福祉系学生や新たな教育系学生の実習生受け入れに対応する専任の実習担当者を配置できるよう、受け入れ施設への支援を行うこと。実習指導者研修の充実をはかること。

(3)民間社会福祉施設の整備促進

- ①民間社会福祉施設の増設、増改築の予算を大幅に増額すること。
- ②民間社会福祉施設の設備の充実などのため、施設振興費を大幅に増額すること。小規模化や複合 化等の積極的な支援をはかること
- ③社会福祉施設の耐震診断を実施し、改築・補強に助成を行うこと。また、社会福祉施設が地域の 災害弱者支援の拠点となるため必要な備蓄・防災設備などの費用に助成を行うこと。
- ④施設利用者の権利擁護を推進し、その自立をはかるため、身元保証、連帯保証制度などの自立援助促進事業制度を創設すること。
- (4) ユニバーサルデザインにもとづく福祉のまちづくりの推進
 - ①高齢者、障害者だけでなくだれでも利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の本格的な普及促進 をはかること。そのために全庁的な推進体制をつくること。
 - ②区市町村が実施するコミュニティバス事業について、3年間の補助期間をなくし、運営費等の補助制度を確立すること。また、複数の区市町村による共同実施を認めるとともに、ノンステップ 化を推進すること。
 - ③都内全駅へのエレベーター、エスカレーターの設置を推進し、障害者単独での乗降・移動を可能にすること。券売機、トイレ等、駅に付置した設備・機材、および車両のバリアフリー化、車内電光掲示板設置等を推進すること。
 - ④都バス、民営バスへのノンステップバスなど、だれにも乗り降りしやすいバスの導入を促進する こと。だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業を実施すること。
 - ⑤区市町村の交通バリアフリー基本構想の策定にたいし支援すること。
 - ⑥障害者用駐車場、電動車いす等でも利用しやすい「だれでもトイレ」、黄色の点字ブロック等わかりやすい表示の整備を推進すること。都庁舎をはじめ都の施設は率先して改善を行うこと。
 - ⑦ハートビル条例にもとづいて施設改善を行う小規模事業者に対し、都が支援すること。

- ⑧マンション等共同住宅のバリアフリー化工事への助成を行うこと。
- ⑨飯田橋の福祉機器総合センターを拡充すること。地域福祉機器センターの整備を推進すること。

7. 医療の充実

- (1)小児医療、小児救急医療の危機打開にむけた取り組みの強化
 - ① 2 次救急対応の小児休日・全夜間診療事業は、人口 20 万人に1 か所にあたる 60 カ所の整備目標を早期に実現すること。また、初期救急から入院まで対応できる「子ども救急医療センター」として制度を拡充し、医師の配置や施設整備に対する支援を強化すること。
 - ②区市町村が実施する小児初期救急医療にたいする補助を拡充し、全区市町村で実施するとともに、 入院や検査に対応できる病院との連携を強化すること。1自治体で複数か所に対しても補助を行 うこと。
 - ③小児ICUを設置し3次救急に対応できる「小児救命救急センター」の整備を推進し、運営費に 対する助成を行うこと。小児高度救命法(PALS)を、都立病院、公社病院等で実施すること。
 - ④不足している小児科医確保のため、離職した小児科医の再就職支援(ドクター・バンク)事業を 設置し、産婦人科医も対象にするなど拡充すること。開業医の小児医療研修を拡充するとともに、 小児科希望の学生に対する小児科医育成奨学金制度を実施すること。
 - ⑤入院している子どもと家族・兄弟姉妹の不安やストレスを軽減する心理的サポート、遊びの支援、 子どもの目線にたった病院環境の改善などに総合的に取り組む専門職であるチャイルドライフス ペシャリストの配置をすすめること。都立小児病院に配置すること。
 - ⑥小児慢性疾患などの病気の子どもと家族に対し、ピアカウンセラーを派遣する相談事業を行うこと。また小児救急電話相談事業を拡充すること。
 - ⑦周産期母子医療センターの整備・運営に対する支援を拡充し、新生児集中治療管理室(NICU)の確保を推進すること。とくに不足が著しい多摩地域での整備を急ぐとともに、ドクターカーを多摩地域に複数配置すること。新生児科の専門医を養成すること。
 - ⑧産科の病院と、かかりつけの診療所による病診連携モデル事業を実施すること。
 - ⑨2次医療圏ごとに小児医療・小児救急医療協議会を設置すること。
- (2)都立病院改革マスタープランおよび実行プログラムにもとづく統合・廃止・民営化は中止し、都 民と地元自治体、医療関係者の意見をふまえ、充実の方向であらためて都民的な検討をすすめるこ と。

- ①八王子小児病院、清瀬小児病院、梅ヶ丘病院は存続し、拡充すること。梅ヶ丘病院に小児科を設置し、休日・全夜間の小児救急を実施すること。
- ②荏原病院、豊島病院、多摩老人医療センターは直営を守り、拡充すること。
- ③老人医療センターは統合をやめ、直営を守り、拡充すること。老人総合研究所、ナーシングホームなど福祉施設との三位一体の連携を強化すること。
- ④大塚病院、駒込病院、広尾病院は拡充し、地域医療・一般診療の現行水準を低下させないこと。
- ⑤都立病院整備へのPFI導入はやめること。
- (3)だれでも、どのような病気にかかった場合でも、良質な医療を公平に受けることができるように都立病院の充実をすすめること。
 - ①一般会計補助金・負担金の削減をやめ、拡充すること。
 - ②患者満足度調査の実施、カルテの公開、患者の権利保障をはじめ都民と患者に開かれた病院への 改革をすすめること。患者医療情報室の設置を推進すること。
 - ③ERをはじめとする医師、看護師などの増員、拡充を行うこと。医師の夜間当直体制を見直し、 労働基準法違反の現状を抜本的に改善すること。すべての看護職員が月8回以内(3人体制)の 夜勤を守れるようにすること。夜勤看護手当を増額するとともに、産休代替制度を確立すること。
 - ④差額ベッド料、駐車場料、紹介状なし患者の初診時特別料金の徴収や、入院期間の短縮目標の設定、および強化、入院預かり金の導入はやめること。利用料・使用料の値上げはしないこと。医療費等の支払いにクレジットカードが利用できるようにすること。
 - ⑤専任感染管理看護師を配置するとともに、リスクマネージャーの専任配置を充実するなど、医療 の安全確保対策を強化すること。
 - ⑥院外研修への派遣制度を創設し、認定看護師等の養成を推進すること。
 - ⑦女性専用外来、セカンド・オピニオン外来など専門外来を拡充すること。
 - ⑧薬価が安く、効能が変わらない後発医薬品の利用促進をはかること。
 - ⑨高度医療機器の共同利用などのオープンシステム化を推進することをはじめ、地域の病院・診療所との連携を強化すること。
 - ⑩救急医療、障害者・難病医療を充実すること。緊急入院用の病床を常時確保するとともに、神経 難病などの長期療養患者の療養機能を拡充すること。
 - ①院内保育所の統廃合はやめ、地域に開放し病児保育や一時保育を実施するなど、利用促進をはかること。
 - ⑩給食などの業務の民間委託をやめること。適正な委託費の水準を維持すること。

(4)公社病院の充実

①東京都保健医療公社の地域病院に対する補助の削減はやめ、都民が必要としている行政的医療を

積極的に担うことができるよう拡充すること。

- ②常勤の看護師、医師をはじめとした職員を増員し、労働条件等の改善をすすめること。
- ③リスクマネージャーの専任配置、統括リスクマネージャーの養成をはじめ、医療事故対策を抜本 的に強化すること。
- ④公社病院に女性外来を設置すること。また、小児救急医療の拡充、重症障害児や神経難病患者の 受け入れ、NICU、産婦人科の設置などを行うこと。
- ⑤患者医療情報室を設置すること。医療費等の支払いに、クレジットカードを利用できるようにすること。
- (5)公立病院等に対する支援の充実
 - ①公立病院運営費補助および施設整備費補助は削減をやめ、病床基礎額など拡充すること。公立病院のNICU、小児救急、女性外来等への支援を行うこと。
 - ②施設整備費補助は、補助率、基準面積、および耐震、免震をはじめとした震災対策措置など拡充 すること。
 - ③台東区立病院、練馬区が支援する順天堂大学練馬病院の運営に対し、多摩地域の公立病院運営費補助、施設整備費補助と同様の補助を行うこと。
 - ④日野市立病院の小児科医の確保に対し支援を行うこと。
 - ⑤へき地医療の運得費等に対し補助を行うこと。また、三宅村の診療所に精神科の医師を配置する とともに、火山ガスによる呼吸器疾患の診療に対し、島しょ地域と都内の大学病院等が連携した 支援事業を行うこと。
- (6)民間病院、診療所に対する支援の充実
 - ①地域医療連携の充実・強化をはかること。電子カルテ導入への助成を拡充すること。
 - ②医療施設近代化施設整備事業について、対象規模、および補助率の拡大をはじめ、病院の施設整備に対する助成を拡充すること。
 - ③リスクマネージャー専任配置のための人件費補助および研修の充実など、医療の安全確保への支援を抜本的に強化すること。インシデント・アクシデントレポートの収集分析事業を拡充すること。医療事故の対応や客観的評価に関する「第三者機関」を設置すること。
 - ④民間医療機関の院内感染防止対策のための施設設備整備、および研修など人材の養成等に要する 費用に対し助成を行うこと。
 - ⑤民間医療機関の医療廃棄物処理対策に要する費用に対し助成を行うこと。都として、医療廃棄物 ・在宅医療廃棄物処理システムを確立すること。
 - ⑥診療所が、高齢者や障害者に対応しバリアフリー化を進めるため、施設整備費補助や融資制度、 利子補給等の支援を行うこと。

- ⑦在宅医療の急変対応の病床を確保するため、民間病院、有床診療所に対する緊急一時入院病床確 保事業への助成を行うこと。
- ⑧民間医療機関による看護師教育への支援を行うこと。医療従事者のエイズやウイルス性肝炎等予 防対策に助成を行うこと。
- ⑨民間病院の女性外来設置のための施設設備費、運営費への補助を行うこと。

(7)病院の増設

- ①病床過剰地域の2次医療圏においても、区市町村の実状にあわせて病床が増やせるようにすること。また、病床不足地域への都立病院をはじめとした病院整備を推進すること。
- ②介護、医療型の療養型病床をはじめ、医療ケアが必要な要介護高齢者や障害者・児、難病患者が 長期入院、療養できる医療施設を、大幅に増やすこと。そのための施設整備、運営に対する支援 を拡充すること。
- (8)リハビリテーション医療の充実
 - ①地域リハビリテーション支援センターを全医療圏に整備するとともに、支援を強化し、事業の拡充をすすめること。2次医療圏または区市町村ごとに地域リハビリテーション協議会を設置すること。
 - ②ベッドサイドからの早期リハビリを実施する医療機関を増やすため、支援を行うこと。
 - ③維持・回復期のリハビリ専門病床を増やすこと。そのため整備費補助を拡充すること。
 - ④身近な地域のリハビリテーション施設の整備・拡充を推進するため支援を行うとともに、訪問リハビリを拡充し、安定期に継続したリハビリを受けることができる条件整備を行うこと。また、リハビリテーション自主グループへの助成を行うこと。
 - ⑤理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士の養成を推進するとともに、研修等を強化し質の高い 人材確保をはかること。摂食・嚥下リハビリの普及促進をはかること。
 - ⑥疾病等により中途で言語障害となった人に対し、言語聴覚士などの専門職による継続的な訓練を 行うための補助制度および、訪問言語聴覚士派遣事業を創設すること。
 - ⑦病院とテクノエイド研究所などを併設した都立総合リハビリテーションセンターの整備を検討すること。**多**摩地域に都立リハビリテーション病院を整備すること。
 - ⑧都立病院、公社病院のリハビリ医療を拡充すること。そのために理学療法士、作業療法士、言語 聴覚療法士、およびリハビリ専門医師の配置を増やすこと。広尾病院に早期リハ対応の理学療法 士を増やすこと。また、保健所の機能訓練事業を拡充すること。
 - ⑨福祉保健局のホームページを改善し、都民とリハビリの専門家、医療・福祉関係者などに対する リハビリテーションにかかわる情報提供を、抜本的に拡充すること。

(9)救急医療の充実

- ①平日夜間帯における初期救急にたいする診療体制整備をはじめ、24時間365日対応の救急医療体制を確立すること。
- ②区市町村および民間医療機関による救急医療体制の整備、救命救急センターの運営費補助を拡充 すること。市町村の休日急病診療事業補助の補助率引き下げはしないこと。
- ③救急専門医師の養成と研修を充実すること。心肺蘇生における救命処置法(ACLS)を都立病 院、公社病院等で実施すること。
- ④救急車と医師の連絡体制の強化、ドクターカーの増配備、救急へリコプターに添乗する医師の確保を推進し、救命率の向上をはかること。
- ⑤救命救急士の養成と研修を充実すること。

(10)災害時医療体制の充実

- ①災害拠点病院の整備を促進すること。
- ②東京DMAT (救急災害派遣医療チーム)を拡充すること。DMATを配置した病院の医師、看護師等を増やし、出動しても医療体制の水準が維持できるようにすること。
- ③都が責任をもって、医薬品や発電用燃料などの備蓄体制をとること。
- ④すべての都立病院に救急災害用ヘリコプター緊急離発着場を整備するとともに、地域の救急医療 指定病院の近隣にも公園などを利用して緊急離発着場を増設すること。
- ⑤大災害時の医療情報伝達システムや医療対応のマニュアルおよび体制を都の責任でつくり、全医療機関に徹底すること。

(11)医療社会事業の充実

- ①医療機関や保健所に医療ソーシャルワーカーの配置を推進すること。そのために、都独自の配置 基準(指針)をつくること。
- ②老人保健施設への医療ソーシャルワーカーの配置を充実するため、支援を行うこと。
- ③医療ソーシャルワーカーの養成を推進するとともに、研修に対する支援を強化すること。
- ④地域巡回医療相談事業の委託費削減はやめ、拡充すること。

(12) 国民健康保険の充実

- ①特別区、市町村国保への補助を拡充し、保険料の負担軽減、保険料および医療費減免制度の拡充 を推進すること。
- ②被保険者証の返還命令および「資格証明書」の発行はしないよう区市町村に働きかけること。
- ③建設国保組合など国保組合に対する補助を拡充するとともに、同業者でつくる組合として保険料のほぼ 100 %徴収や、1 人あたり医療費の節減、自主的なレセプト点検などの努力を行っている国保組合を育成・強化すること。

8. 病気の予防と健康づくり、公衆衛生、看護の充実

- (1)がん検診、健康診査、および生活習慣病予防対策の充実
 - ①がん検診、基本健康診査の有料化を行わないよう、区市町村への財政支援を強化すること。胃がんの血清ペプシノゲン検査を再開すること。また、市町村に対する乳がん自己検査事業費補助は 廃止しないこと。
 - ②都内のどの自治体でも受診できるよう相互乗り入れ制度を実施することをはじめ、受診率向上の ための対策を推進すること。多摩がん検診センターを拡充するとともに、都立病院でがん検診を 行うこと。
 - ③区市町村、医療機関に対するマンモグラフィ整備費補助を創設するとともに、マンモグラフィ検 診を行う医師・技師の読影・撮影能力の向上をはかる養成研修事業を拡充すること。エコーによ る乳がん検診への助成を行うこと。
 - ④肺がんの予防にむけ禁煙対策を強化すること。
 - ⑤乳幼児、学校、職域、成人、高齢者の各保健事業の連携を促進する協議会を設置するとともに、「生涯にわたる個人健康手帳」の具体化をすすめること。また、生涯を通じた健康習慣確立にむけ、幼児期からの健康習慣調査を実施すること。
 - ⑥生活習慣病改善指導推進事業を拡充すること。骨粗しょう症検診が、全区市町村で実施されるよう補助を拡充すること。
 - ⑦糖尿病予防に取り組む自主グループに対する支援事業を実施すること。
 - ⑧健康づくり推進センターを再開し、都民の健康づくりに対する支援事業を実施すること。区市町 村が行う健康づくり事業および健康づくり関係団体の取り組みに対する支援を強化すること。
 - ⑨生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の総合対策を推進すること。成人病検診管理指導協議会 を拡充し、生活習慣病総合対策の検討および推進のための生活習慣病対策推進協議会を設置する こと。
 - ⑩「東京都健康推進プラン 21」の中間評価を行い、目標達成にむけた具体策を明確にすること。ヘルスプロモーションにもとづく健康な地域づくり政策を推進すること。

(2)がん対策の充実

- ①地域がん診療拠点病院を全医療圏に整備するとともに、地域がん診療拠点病院の機能強化をはかるための補助を拡充すること。
- ②東京におけるがんの実態把握を行う地域がん登録事業を実施すること。また、各医療機関におけ

る院内がん登録に対する支援事業を創設すること。8都県市の連携と情報交換を強化すること。

- ③抗がん剤治療をはじめ内科の知識を備えた腫瘍専門医、および放射線専門医、放射線治療装置の 精度管理の専門知識をもつ医学物理士など、がんの専門医や技師の養成を推進すること。都立病 院への配置をすすめること。
- ④ホスピス・緩和ケア病棟の整備への支援を強化し、増設をすすめること。
- ⑤在宅緩和ケア(在宅ホスピス)を推進するため、人材育成および訪問看護、訪問診療、巡回入浴、 ヘルパー派遣、電動ベッド貸与などの支援システムを確立すること。また、がん末期の患者のた めのグループホームの整備をすすめること。
- ⑥都立駒込病院と臨床医学研究所、府中病院と多摩がん検診センター等が連携して、がんの効果的な予防、検診、治療法などについての研究を強化・拡充すること。

(3)脳卒中、循環器病対策の充実

- ①脳外科、脳神経内科、内科などの専門医、脳卒中ケアの専門的教育をうけた看護師、リハビリや 医療ソーシャルワーカーなどのチーム医療を集中的に行う、脳卒中専用病棟(SUおよびSCU) の整備を推進すること。
- ②都立病院、大学病院をはじめとした医療機関による循環器病医療のネットワークを構築すること。
- ③心疾患の東京都CCU救急医療ネットワークを拡充するとともに、心疾患リハビリテーションの 普及を推進すること。
- ④東京における脳卒中および循環器病の実態把握を行うとともに、医療機関から保健所、区市町村に情報提供し、切れ目のない地域ケアをすすめるための脳卒中・循環器病情報システム事業を実施すること。8都県市の連携と情報交換を強化すること。
- ⑤国立循環器病センターが運営するテレビ会議などの情報システム「循環ネット」に参加すること。

(4)骨髄移植の推進

- ①ドナー登録への支援を強化すること。
- ②都立病院の骨髄移植医療スタッフを増配置すること。同時に民間医療機関の無菌室整備に補助を行うこと。
- ③骨髄移植や薬剤療法による治療で障害を受けた患者への福祉サービスを拡充すること。

(5)感染症対策等の強化

- ①市町村に対する定期予防接種費補助事業の廃止はやめ、麻しん、風しん等も補助対象とするなど 拡充すること。どの区市町村の医療機関でも予防接種を受けることができる全都的な相互乗り入 れを実施するなど、接種率向上のための対策を推進すること。
- ②麻しんの根絶にむけた取り組みを都として実施すること。麻しんワクチンの2回接種法を推進するとともに、生後6か月以上1歳未満での接種に対し助成を行うこと。また、風しんの予防接種

- への支援を強化すること。
- ③高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担を引き下げるとともに、低所得者は無料で受けられるよう支援を行うこと。インフルエンザの合併症にハイリスクな子どもや難病患者へのワクチン接種に対する助成を行うこと。
- ④ハイリスク児・者等のための予防接種センターを、2次医療圏に1か所ていど整備すること。
- ⑤ S A R S 、鳥インフルエンザをはじめとした新興感染症医療体制を拡充し、第一種、第二種感染症指定病床の増設をすすめるとともに、機能強化のための整備費補助、人材育成等を推進すること。新型インフルエンザ対策を強化すること。
- ⑥感染症の発生情報を共有化し効果的対策を行うため、アジア主要都市間の情報ネットワークシステムおよび、行政機関、医療機関、研究機関等の医師、研究者等による人的なネットワークを構築すること。
- ⑦結核病床および結核医療に対する補助制度を創設するとともに、予防、治療、退院後のアフター ケアの一貫した結核対策を強化すること。また、耐性菌にたいする研究・治療の対策を強化する こと。
- ⑧エイズ感染患者の治療にかかわる医療費の一部負担金を助成すること。エイズ予防に関するワークショップ、ピア・エデュケーションなど啓発活動を強化すること。また、予防、啓発、相談などに大きな役割を果たしている民間団体に支援すること。
- ⑨保健所保健師による相談の充実、夜間検診の実施、保健所検査設備の整備等、エイズに関する相談、検診体制を強化すること。HIV検査を希望する者については、一般の医療機関においても無料で受けられるようにすること。
- ⑩と畜検査体制の拡充などBSE対策を強化し、全頭検査を継続すること。
- (6)保健所および市町村の保健事業に対する支援の充実
 - ①多摩地域の保健所は12か所に戻し、拡充をすすめること。
 - ②保健師を大幅増員し、訪問活動および難病・精神衛生相談、機能訓練等の抜本的拡充をはかると ともに、検査技師、精神衛生相談員、助産師、医療ソーシャルワーカーをすべての保健所に配置 し、医師の欠員補充を行うこと。
 - ③保健所で、女性医師による女性のための健康相談事業を実施すること。
 - ④市町村に対する地域保健サービス推進事業の補助を拡充すること。助産師、歯科衛生士、看護師、 栄養士、理学療法士、作業療法士等の配置をはじめ、保健センターの機能強化を推進すること。
- (7)健康福祉相談事業等に取り組む団体委託費の削減をやめ、拡充すること。
- (8) 歯科保健対策の確立
 - ①8020運動推進特別事業を拡充すること。成人歯科検診制度を創設すること。

- ②介護予防のための口腔ケアに対する支援を行い、普及をすすめること。要介護高齢者等への訪問 歯科診療を推進するため、機材購入費に対する助成などの支援を行うこと。
- ③介護保険で利用料が払えず歯科治療が行えない利用者については、居宅療養管理指導に関する利用料を助成すること。
- ④口腔保健センターを多摩地域に建設すること。休日歯科診療事業補助 (休日診療・準夜診療) の 市町村に対する補助率の削減は中止し、拡充すること。
- ⑤歯科衛生士養成施設の修業年限延長等に対応するため、歯科衛生士養成所の施設・設備整備に対する補助を行うこと。
- ⑥かかりつけ歯科医の定着をはかり、保健所、保健センターと歯科医師との連携・協力体制を充実 させること。

(9)アレルギー疾患対策の充実

- ①地域におけるアトピー、アレルギー疾患対策に取り組むアレルギー事業推進員の養成・配置をす すめるとともに、アレルギー教室事業を拡充すること。
- ②妊婦検診、乳児検診時にアレルギー検診を制度化するとともに、アレルギーと診断された親子の 継続的な相談体制を確立すること。
- ③長期にわたるアレルギー疾患の医療費、検査料などに対し助成を行うこと。
- ④花粉症対策を強化・拡充すること。
- ⑤シックハウス症候群の予防対策を強化・拡充すること。

(10)研究体制の充実

- ①健康安全研究センターの改築を推進し、機能を拡充すること。
- ②医学系研究所および老人総合研究所の研究、都民と各分野の研究者・専門家等に対する情報提供 などの体制を拡充すること。医学研究機構と高齢者研究・福祉振興財団の統合はしないこと。
- ③輸入食品をはじめとする食品の安全をはかるため遺伝子組み換え食品や残留農薬などの研究・検査・検疫を強化すること。
- ④アトピー・アレルギー疾患、内分泌かく乱物質、微少化学物質過敏症、シックハウス症候群などの原因、乳幼児をはじめ人に対する影響、発症のメカニズムと治療法などの総合的な調査・研究を強化すること。

(11)医薬品の安全対策等の充実

- ①薬価が安く、効能が変わらない後発医薬品の利用促進に対する支援策を推進すること。
- ②薬害防止対策の強化をはかること。チェーンドラッグ等に薬剤師が常駐するよう指導を強化すること。
- ③市販の風邪薬等により重い後遺障害が残るSJS症候群の予防対策強化のため、医師、看護師、

薬剤師、薬局、医薬品販売業者等の研修、および都民への情報提供を行うこと。

(12)動物愛護の推進

- ①動物愛護相談センターを拡充し、多摩地域に支所を増やすこと。市町村の動物愛護相談事業に対する支援を強化すること。
- ②地域猫との共生モデル事業を推進すること。猫の不妊、去勢手術への助成を行うこと。
- ③動物愛護推進員に対する支援を充実すること。

(13) 看護体制等の充実

- ①訪問看護推進協議会を設置するとともに、訪問看護ステーション実態調査、および従事者研修を 行うなど、訪問看護サービスの充実を推進すること。
- ②看護職員の就業等の実態調査を実施すること。実態調査の内容については、関係団体等の意見を 十分に尊重すること。
- ③都内の全医療機関で、月8回以内・複数の夜勤体制を確保すること。労働条件の大幅な改善をは かるため、夜間看護手当増額、夜勤に伴う交通費の全額支給を行えるよう助成すること。
- ④院内保育施設の設置促進、24 時間保育の実施のため整備費を補助するとともに、運営費補助を大幅に拡充すること。
- ⑤ナースプラザの事業を拡充するとともに、民間医療機関の看護師が医療事故防止や院内感染対策 などの研修を受講できるよう支援すること。
- ⑥看護師宿舎の助成の拡充、民間医療機関が看護婦の確保のためアパートなどを借り上げる場合の 家賃補助を行うこと。
- ⑦産休代替に対し、代替職員の確保対策にたいする経費の補助制度を創設すること。
- ⑧看護職員の福利厚生費用にたいする助成を行うこと。看護職員のグループによる研修活動に対する助成制度を拡充する等の支援を強化すること。
- ⑨看護師再雇用促進のため、既卒看護婦を対象とした就職説明会を都の責任で行うこと。

(14) 看護職員養成の充実

- ①都立看護専門学校の統廃合は中止し、拡充すること。松沢看護専門学校は存続すること。
- ②准看護師から看護師への「移行教育」にともなう受け入れの学校を、都立看護学校に開校すること。また民間が開講する際に補助を行うこと。准看護師の看護師資格取得のための通信制教育を整備すること。
- ③看護学生にたいする修学資金の増額と支給枠の拡充を行うこと。返還免除の対象施設の条件、および就業年数の緩和をはかること。

第3章 大型開発中心の「都市再生」から 環境と生活優先の都市づくりに転換を

- 1. 浪費と環境破壊をすすめる「都市再生」を見直し、環境共生型のまちづくりを
- (1)さらなる東京一極集中と環境破壊をもたらす「都市再生」偏重ををあらため、都市としての成長をコントロールし、都民参加でだれもが安心して住みつづけられる環境共生型のまちづくりをめざすこと。
- (2)「都市再生」をはじめとする開発計画について、人口・産業・環境・財政など多面的なアセスメントをおこなうこと。
- (3)人口減少時代を迎えるもとで、道路、橋梁、公共施設などのインフラ整備は維持・更新中心に切りかえること。
- (4)東京一極集中と環境破壊を促進する「都市再生」を中止すること
 - ①「都市再生緊急整備地域」の指定を解除し、都民参加で土地利用計画を再検討すること。
 - ②都財政破たんの原因となる臨海副都心、汐留、環2地区、北新宿、大橋地区などの都施行の大型開発は中止すること。
 - ③「都市づくりビジョン」でうち出された、大規模、乱開発をもたらす「街区再編プログラム」「日 影規制の緩和」や、センターコア内の地区計画「原則化」はおこなわないこと。
 - ④「都市再生」を先導するための「先行まちづくりプロジェクト」は中止すること。
 - ⑤大手町の「連鎖型再開発」や「特例容積率制度」など、大企業、ゼネコンによる大規模開発を 支援する誘導策や規制緩和はおこなわないこと。
 - ⑥超高層ビルと自動車総量を増大させる幹線道路づくりではなく、公有地や工場跡地、未利用地 など、都心に残された緑を保全し、回復させる公園づくりなどを促進すること。
 - ⑦用途地域見直しにあたっては、大型幹線道路とオフィスビル中心の「都市再生」を市区町村に おしつけないこと。
- (4)幹線道路計画は抜本的に見直し、生活道路の整備を促進すること。
 - ①環境破壊をもたらし、巨額の財政投入を必要とする3環状道路=圏央道、外かく環状線、首都 高速道路中央環状線の建設計画は凍結のうえ、都民参加で抜本的に再検討すること。首都高速

道路中央環状品川線への延伸はおこなわないこと。

- ②自然の宝庫である高尾山をぶちぬく圏央道高尾山トンネル計画は撤回すること。
- ③区部、多摩地域の都市計画道路計画のうち不要な路線の廃止・縮小など抜本的に見直すこと。
- ④放射5号道路計画は抜本的に見直し、自然の宝庫玉川上水を保全すること。
- ⑤交差点改良、「すいすいプラン 100」を早期に完了させるとともに、渋滞交差点の解消のための あらたな交差点改良計画をたて、必要な予算を確保すること。
- ⑥自転車専用道路や歩道の整備など、環境にやさしい道路の普及を推進すること。
- (7)道路舗装の補修サイクルを抜本的に引き上げること。
- (5)都民のための公共用地の拡大と都民本位の利用計画を。
 - ①貴重な都有地を大企業などにむやみに売却せず、都民要求にもとづいて活用すること。
 - ②中央道八王子インター北地区の都有地は、大規模商業施設の建設計画のために売却しないこと。 利用計画は、地域住民の納得と合意の得られるものとして策定すること。
 - ③国有地などは、都民本位の利用計画を策定し、その取得にあたること。
 - ④市町村による公共用地取得に対する財源措置を拡充すること。
 - ⑤羽田空港移転跡地は、200ha を堅持し、地元区および都民参加で利用計画を策定すること。
- (6)羽田空港の再拡張については、財政、環境、安全性確保の視点から都民及び地元区の参加で検討すること。
 - 2. 破たんした「臨海」開発を中止し、都民の憩いの場に転換を
- (1)破たんした臨海副都心開発を凍結し、税金投入を中止するとともに、都民参加で抜本的な再検討をおこなうこと。
- (2)臨海副都心開発事業会計は、埋立会計と分離し従前にもどすこと。埋立事業の剰余金は臨海開発につぎこむのではなく、都民のために活用すること。
- (3) 貴重な自然が残された有明北地区の海面埋立を中止すること。
- (4)環状2号線延伸、晴海通り延伸、第2期臨海道路など臨海副都心のためのアクセス道路・広域幹線道路建設は凍結し、抜本的に再検討すること。
- (5)大企業奉仕の豊洲・晴海の開発は抜本的に見直すこと。
- (6)破綻した臨海関連第3セクターへの都財政投入はやめ、企業責任で解決をはからせること。産業 労働局所管のタイム24、ファッションタウンなど破たんした第3セクタービルは、ただちに破た

ん処理をおこなうこと。あわせて、都民への情報公開を全面的におこなうこと。

3. 公害のない、環境優先の都政を

- (1)地球温暖化・ヒートアイランド対策の推進
 - ①都における業務・自動車など各分野における CO2 排出量の測定と、発生抑制基準の目標と対策を早急に策定すること。CO2 排出量削減の義務づけを大規模事業者に行うとともに、中小業者への助成など実効性ある措置を講じること。
 - ②各分野における排熱量を測定し、発生抑制基準の目標と対策を早急に策定すること。
 - ③大規模建築および地域開発に対して地球環境保全の立場からの計画策定を義務づけ、必要な指導をおこなうこと。
 - ④オフィスビルの公開空地、屋上、壁面、駐車場などの緑化の義務化など強制力のある手法を導入すること。暗渠の再河川化、校庭の芝生化を推進すること。
 - ⑤都心部における公園と緑、河川などクールスポットの復活と拡充をいそぐこと。
 - ⑤森林再生や市街地における緑の保全、確保とともに、地下水の保全を推進すること。また、都立公園の整備を促進すること。
- (2)光化学スモッグ発生時の自動車乗り入れ規制などの緊急対策を実施すること。光化学スモックの発生を防ぐための対策を早急に確立すること。
- (3)東京大気汚染公害裁判の地裁判決を、真摯に受け止め、大気汚染対策を抜本的に強化すること。
 - ①自動車交通総量の規制目標を設定し、自動車交通総量抑制・削減のため、TDMやモーダルシフトなど総合的対策を取ること。
 - ②NOx、PM法に対応するために、除去装置の開発、装着をメーカー責任でおこなわせること。 中小業者の買い換えを支援するために、助成や長期、低利の融資制度をもうけること。
 - ③一般大気環境測定局、自動車排出ガス測定局を増設すること。また、設置場所は実態を正確に 表す場所に点検し、移設すること。
 - ④PM2.5微小粒子についての調査研究をすすめ、すべての測定局で測定を開始すること。
 - ⑤事業所ごとの「排出総量削減計画」は、低公害車の導入の義務づけなど実効性あるものとする こと。都内一定地域への乗り入れの禁止、生活道路への大型通過車両の進入禁止など実効ある 対策をおこなうこと。
 - ⑥燃料電池車など低公害者の開発・普及を都が率先してすすめるとともに、低公害車への買い替

えを促進すること。

- ⑦歩道、植樹帯、環境施設帯、防音施設など道路構造の改善をはかること。
- ⑧大気汚染の高濃度地区への脱硝装置の設置など局地対策を強化すること。
- ⑨高速道路、幹線道路沿道の住民の生活・健康などの総合的な調査は、対象・項目を大幅に拡大 して、継続的に実施すること。
- ⑩NO2測定運動への補助を復活すること。
- (4)三井物産と関連企業による虚偽データ使用事件について
 - ①都として第3者機関を設置し、事件の真相の徹底糾明を行い、都民と都議会に報告すること。
 - ②三井物産の社会的責任をきびしく問うとともに、装置の付け替えなど万全の対策をとらせること。
 - ③ずさんな審査など都の責任を徹底解明すること。
- (5)環境アセスメント制度の抜本的拡充
 - ①環境アセスメント制度を、複数の開発計画や人的影響などをふくめた総合アセス制度として見直すこと。
 - ②「都市再生」関連の事業の特例扱いをやめ、「特定地域」における超高層建築物の対象を高さ 100 メートル以上、面積 10ha 以上にもどすこと。また、計画段階アセスの対象規模を 10ha 以上と すること。
 - ③環境アセスのの対象規模については条例化するとともに、事業段階アセスの手続きは、旧条例 に準ずること。
- (6)ダイオキシン、環境ホルモンなど有害物質対策を強化すること。
 - ①ダイオキシンの総合対策を強化し、塩化ビニールを製造段階から規制すること。
 - ②清掃工場周辺の大気、水質、土壌の調査および母子健康調査を実施しダイオキシンによる汚染実態を把握すること。
 - ③城南島などのスーパーエコタウンについては、事業計画の全体を対象に総合的な環境影響評価 を実施するとともに、必要な対策を講じること。
 - ④環境ホルモンなど非特定化学物質についての調査を充実させ、都民への情報公開を随時おこな うこと。
- (7)土壌汚染対策を抜本的に強化すること。
 - ①工場等の廃止や土地の改変時における土壌汚染の調査は、第三者機関が行い、全面的に公開すること。
 - ②調査メッシュの強化、地歴の遡及期限の延長など、汚染の見すごしをなくすための措置を強化 すること。また、小規模事業所がおこなう報告、処理対策への援助をおこなうこと。
- (8)水質汚濁防止を強化すること。

- ①東京湾の水質浄化に努め、富栄養化防止対策を強化すること。
- ②中小河川の広域監視体制を復活し、自然と緑を生かし、湧水の確保などに努め、親水性を高めるとともに、水質改善をはかること。
- ③地下水汚染の防止・回復のため、実態調査及び原因究明を行い、汚染防止対策を強化すること。
- (9)騒音・振動対策を抜本的に強めること。
 - ①航空機騒音の飛行場周辺の実態を調査し、測定所の増設をはかること。
 - ②首都高速・一般幹線道路沿道の騒音・振動調査のさい、住民の被害調査を実施し、抜本的対策を講ずること。
 - ③既設・在来線を含めた鉄道騒音、振動にかかわる環境基準を都として独自に設定し、事業者に 実態と被害の調査をおこなわせ、必要な改善対策を講じさせること。
 - ④電磁波による影響調査をおこなうこと。
- (10) 現存する緑と自然の破壊を規制し、積極的に保護と回復をはかる。
 - ①都市計画公園の整備目標を大幅にひきあげ、積極的に推進すること。整備・拡充にあたっては、 民間活力の活用でなく、公共責任でおこなうこと。
 - ②市街地での緑地保全地域の拡充、里山保全の指定を促進し、公有化につとめること。また、区 市町村への保全緑地公有化事業を制度化し充実すること。
 - ③環境学習センターのリーダー養成事業を再開すること。NPO や区市町村への支援おこなうこと。
 - ④自然公園の特別地域などの指定を促進すること。また、自然公園内の開発行為の規制を強化すること。
 - ⑤鹿などによる山林被害の拡大をふせぐこと。
- (11)ディーゼル車排出ガスの影響調査や花粉情報、植林のあり方の検討など、抜本的な花粉症対策を講じること。
- (12) 希少動植物を保護し、生態系の生息環境を保全すること。
 - ①アカガシラカラスバト、オオタカ、トウキョウサンショウウオ、オオムラサキ、エドハゼなど レッドデータブックに指定されている貴重種を保護種として指定し保全をはかること。
 - ②保護種の保全区域を定め、区域内での開発を規制するとともに保全区域の公有化を促進すること。
 - ③貴重な自然と動植物が生息する小笠原諸島の自然保護を強力にすすめること。世界自然遺産へ の登録を急ぐこと。
- (13)環境科学研究所の体制を充実し、とくに研究者の育成をはかること。独立行政法人化はおこなわないこと。

- 4. 公共交通の整備を進め、総合的な交通政策を確立すること
- (1)自動車依存型から脱却するために実効ある交通需要マネジメントを促進すること。
- (2)東京における公共交通を中心とした交通網の整備をすすめるため、総合的な交通政策を確立すること。バス専用レーンやバス優先信号帯の設置など、公共交通優先をすすめること。
- (3)交通不便地域、地域内での都民の足を確保するため、ミニバス整備や都市活性化のためのLRT (ライト・レール・トランジット)などの導入促進のために具体的にとりくみをおこなうこと。
- (4)過密乗車の改善が求められている鉄道の複々線化を促進すること。そのさい、地元負担の軽減に 努めること。
- (5)鉄道の高架化・複々線化促進を口実にした再開発などの押しつけは行わないこと。高架化は住民 合意を前提にするとともに、騒音など環境対策に万全をつくすこと。
- (6)区部周辺部の環状方向の公共交通の促進、多摩南北方向、八王子・町田、多摩西部地域への公共交通の整備をすすめること。
- (7)都営交通のサービスの改善
 - ①都民の貴重な足である都営バス路線の廃止をおこなわないこと。交通不便地区などでの都営バス 設置の要望に積極的にこたえること。都営大江戸線開通などに伴い、廃止したバス路線の復活や、 ミニバスの配置をおこなうこと。
 - ②都営バスの民間委託、移譲はおこなわないこと。
 - ③都営地下鉄の役務を民間に委託しないこと。
 - ④都営地下鉄の各駅のホーム策の設置を急ぐこと。

5. 災害につよい都市・東京をめざして

- (1)中央防災会議のあらたな想定をふまえ、震度7・最大級の「直下型地震の被害想定調査」を実施すること。その際、超高層ビルをはじめ大規模複合施設や地下鉄、地下街などの都市型施設の地震被害の想定をおこなうこと。
- (2)「地震防災計画」「震災予防計画」は、都民の安全を守る立場から震度7・最大級の地震を想定して見直すこと。

- (3)都独自に地震の予知、観測体制を確立すること。
 - ①都内各地に微小観測井戸、及び公共施設などに強震計を設置するなど観測体制を確立すること。
 - ②都心部をはじめ都内の活断層、地質調査を進めること。
 - ③東京都地震防災研究所を設置し、都独自の予知、観測、及び防災について系統的、総合的な研究をおこなうこと。
- (4)震災対策は「減災」と「復興」を一体的にとりくむことを基本に、施策を抜本的に見直し、拡充を図ること。
- (5)「減災」と「復興」を住民による自主的な防災活動への支援を強化すること。
 - ①「復興市民組織」を予防もふくめた組織として、再編し、総合的な防災活動ができるように支援すること。
 - ②防災訓練は、都民、自治体を中心とした訓練を推進すること。
 - ③防災市民組織の事業所防災体制の活性化が促進されるよう支援を強化すること。
 - ④ボランティアとの連携、協力体制を強化し、専門ボランテイアを育成すること。
- (6)地震に強い街づくりを優先的に進めること。
 - ①長周期波の地震による超高層ビルの被害について、調査・研究をおこなうこと。防災マニュア ルの作成など超高層ビル特有の災害対策を強化すること。
 - ②木造住宅密集地域の改善を促進するために、公共住宅や公共用地による種地確保、共同建替え 助成や新築分譲マンション取得支援など都が積極的におこなうとともに、予算を拡充して地元 自治体の負担軽減をはかること。
 - ③地震による木造住宅の倒壊、火災延焼をふせぐために、木造個人住宅の耐震補強と耐火補強へ の助成をただちに実施すること。
 - ④マンションなど集合住宅や個人住宅などの無料耐震診断を制度化し、区市町村への助成をおこなうこと。
 - ⑤分譲マンションの建て替え、大規模改修、耐震補強などを促進するため、助成制度を創設する とともに、無利子の低利融資を実施すること。
 - ⑥地域の特性に応じた防災空地・拠点の確保など防災地区づくりを区市町村と共同してすすめる こと、また住民の自主的な防災まちづくりを支援し、アドバイザー派遣や研修への助成、援助 をおこなうこと。
 - ⑦都市防災不燃化促進事業については、都の補助単価を大幅に引き上げ、融資制度は長期低利に 改善すること。
 - ⑧すべての公共施設は震度7の基準での耐震診断を行い、必要な補強と改築をおこなうこと。ま

- た、区市町村の庁舎、学校など公共施設の耐震診断と補強の実態を掌握し、必要な補助を行い、 耐震改修を推進すること。
- ⑨宮城県北部連続地震、新潟県中越大地震の教訓にまなび、全都いっせいに学校防災安全点検を 実施し、必要な対策を講じること。学校防災マニュアルの見直しをおこなうこと。
- ⑩私立の学校や幼稚園、全ての民間保育園や福祉施設等の耐震診断と補強、改築に必要な公費助成をおこなうこと。
- (7)一人当たり1平方メートル未満の避難場所または、遠距離避難地域の早期改善をおこなうこと。
- (8)液状化対策、ゼロメートル地域の堤防や河川整備を強力に推進すること。
- (9) 震災に即応する体制を確立すること。
 - ①地震発生時に迅速・正確に情報を集中し、住民に被災状況や安否確認など正確な情報を提供でき、避難勧告や指示が適切に出せるよう、24 時間の即応体制を確立すること。
 - ②ヘリコプターによる活動体制の充実、強化を図り、ヘリポートを設置すること。
 - ③震災時仮設住宅のためのプレハブ材のストック、用地の事前確保をすすめること。
 - ④避難所の食料、医薬品、生活必需品の備蓄をふやし即応体制を確立するとともに、応急給水施設を整備し、すみやかに空白域をなくすこと。また、浄水所、配水所の緊急時即応体制を確立すること。
 - ⑤要介護高齢者、障害者、乳幼児など、災害弱者の地域ごとの掌握と対応策を確立すること。
- (10)都独自でも、震災等の被災者にたいする住宅や生活の再建支援金の給付、住宅や経営の再建資金 の超低利貸付など個人補償制度を実現すること。
- (11)消防車、消防職員体制の抜本的強化をはかること。
 - ①消防力配備の基準を、東京の都市状況に見合うよう改め、不足する台数を直ちに増強すること。
 - ②地震火災用の資器材、救助用資器材等の整備を充実させること
 - ③多摩地域の消防署未設置市に消防署の設置を急ぐこと。
 - ④ 2 3 区の消防団分団本部施設の設置・拡充を急ぐこと。団員の報酬や、費用弁償を大幅に引き上げ団員の処遇を改善すること。また、多摩地域の消防団の待遇改善のため市町村に対して、新たな補助制度を創設すること。
 - ⑤救急体制の拡充のために、救急隊員および救急車を大幅に増強し、救急車の更新、高規格救急 車の増車を計ること。
 - ⑥ハイパーレスキュー隊をすべての方面本部に配置すること。
 - ⑦耐震防火水槽の設置を促進すること。多摩地域の防火水槽不足地域の解消をはかるために市町 村への補助をおこなうこと。災害井戸を復活し、活用を図ること。

6. 総合治水で都市型水害の防止を

- (1)都市型水害の増大をふまえ、国、区市町村、民間とも連携し、総合治水対策を本格的に推進すること。
- (2)地下鉄、地下街への浸水の防止、都心でのくぼちへの雨水の集中対策など、都市型水害対策を緊急に講じること。
- (3)総合治水の見地から大型開発を抑制するとともに、開発にあたっては雨水の浸透、貯留・利用を基本とした都市計画や、開発者負担などを制度化すること。
- (4) 異常気象にともなう集中豪雨に対応するための対策を急ぐこと。スポット的な降雨に対応する地下貯留管を増設すること。
- (5)都市河川、内部河川の治水対策を推進すること。
- (6)緊急重点雨水対策を前倒しで早期に実施すること。
- (7)各戸貯留浸透施設への助成を復活し、神社や寺なども活用できるよう対象範囲を広げること。また、雨水対策に係わる費用を下水道料金に転嫁しないこと。
- (8) 水害の危険地域について、河川ごとにハザードマップをつくること。また、水害の原因を分析し 即応対策とともに、抜本的な解決策をたてること。
- (9)水害被害者に対する融資、営業補償見舞金を改善・充実すること。その際、水害被害者救済の施設改善資金融資は、新規施設だけでなく機械などの修理も対象とし、特別な利子補給をおこなうこと。

7.「住宅は福祉」の立場で、住みつづけられる東京を

- (1)都営住宅の新規建設を再開し、切実な都民要望に応えること。
- (2)民活手法による港区南青山1丁目都住用地開発や「先行まちづくりプロジェクト」など、都営住宅用地を「都市再生」のための開発に提供することをやめ、不足する都営住宅や若年ファミリー世帯、勤労都民向けの公共住宅の建設を基本に利用をすすめること。
- (3)都営住宅管理は直営を基本とし、民間営利企業も参入可能な「指定管理者制度」の導入をおこなわないこと。

- (4)低・中所得者、高齢者、若年ファミリーの住宅要求に応える施策を
 - ①圧倒的に不足している低・中所得者、高齢者、若年フアミリーなどのための住宅供給計画をたて、都営住宅をはじめとする公共住宅を施策の中心に位置付けること。
 - ②公営住宅の入居基準をこえる世帯も含め、都民が負担可能な家賃で入れる応能型の都立住宅を 都の単独事業として建設すること
 - ②区市町村営住宅建築などへの、用地費助成や都有地の提供をおこなうとともに財政的支援をつよめること。
 - ④住戸面積は、1 D K、2 D K など小規模住戸に偏ることなく、若年ファミリー世帯や3世代ファミリーなどに対応できるよう、必要な広さの住宅を供給すること。
- (5)都営住宅の拡充と管理・運営の改善のために
 - ①大団地などの建替えは、ソーシャルミックスの配慮、高齢者施設や保育施設などを考慮し、住 民参加ですすめること。
 - ②都有地「利活用」による都営住宅用地の売却はおこなわないこと。
 - ③家賃の全額免除制度を復活させること。すくなくとも、2004年度で終了する免額制度は継続すること。特別免除制度は元にもどし、あらたに原爆被爆者を減免の対象に加えること。
 - ④申請手続きが困難な高齢者等には、自動的に減免が受けられるようにすること。収入調査にあたって同意書の提出を強制しないこと。
 - ⑤東京の実態に見合った「明け渡し収入基準」の大幅引き上げを国に要求するともに、都独自の「基準」上乗せを復活すること。
 - ⑥青年単身者、新婚用特別枠など都営住宅の入居制度の改善と拡充をはかること。期限付き入居 制度は中止すること。
 - ⑦都営住宅の建て替え、大規模団地再生計画、住宅改善、及びスーパーリフォーム等は、住民の 意向を十分尊重してすすめ、建て替え後も住み続けられるように家賃軽減措置を拡充すること。
 - ⑧計画修繕の完全実施、バリアフリー化、窓枠アルミサッシ化、浴室の改善を促進し、畳み取替 えの公費負担など修繕負担区分を見直し、居住者負担を軽減すること。
 - ⑨廊下型住宅のエレベーター設置を早期に完了させること。階段式住宅についても、居住者の要望に応え、可能な限り設置に努めること。。
- (6)都民住宅は、中所得層が住み続けられるよう、収入の 15 %以内の家賃制度に改善すること。 高すぎる既存住宅の契約家賃を引き下げること。
- (7)住宅供給公社住宅の拡充について
 - ①東京都住宅供給公社を、勤労都民、低中所得者のための供給主体として位置づけ、事業の拡大 をすすめること。

- ②一般賃貸の建て替え、家賃、管理等はあくまで居住者本位とすること。
- ④低所得者、母子、障害者、高齢者への家賃減免の拡充、失業・疾病等収入激減者への家賃減免 制度を確立すること。
- ④公社住宅の増築事業への助成を増やし、増築戸数を拡大すること、事業は住民の合意ですすめ 高家賃化を防ぐこと。
- ⑤既存公社住宅のバリアフリー化、窓枠やドアのアルミサッシ化、耐震補強、駐車・駐輪場、集 会所等の増設など住環境整備への助成や貸し付けを拡充すること。
- (8)民間賃貸住宅居住者などへの支援を拡充すること。
 - ①都民が住み慣れた土地で住み続けられるように、高齢者、障害者等の低所得者への家賃補助制度を復活し、家賃補助を実施している区市町村への助成をおこなうこと。
 - ②民間住宅建設融資斡旋制度は、融資限度額や融資単価を引き上げ、利率の引き下げ、償還期限 の延長、公的金融機関との併用義務付けの見直し、無担保融資など利用者の利便と負担の軽減 をはかること。
- (9)分譲マンションに対する支援策を抜本的に拡大すること。
 - ①都内の分譲マンションの実態を掌握するための悉皆調査を継続すること。
 - ②マンションの劣化診断や耐震診断、修繕計画の作成、耐震補強、大規模修繕、改築、建て替え 等についての助成と長期低利の融資制度を都独自にも作ること。
 - ③マンション問題についての法律、技術、管理など総合的な相談に対応できる総合窓口の体制を 強化するとともに、区市の相談体制の支援を強化すること。
- (10)住民参加で、住民本位のまちづくりの推進
 - ①「住宅相談110番」を設け、都営住宅居住者や都民の緊急住宅相談に対応すること。
 - ②区市町村施行、組合施行の区画整理事業については、測量、事業計画の策定などの事業認可前 の費用に対しても補助をおこなうこと。
 - 8. 発生抑制、リサイクル・再資源化でごみゼロ社会を

(1)発生抑制、減量対策など

①製造段階での発生抑制など、企業の責任を明確にした減量対策を促進すること。環境管理計画 ISO 14001 シリーズ認証取得の徹底をはかり、製造段階からの廃棄物の削減に努めること。 その際、中小企業に対しての取得支援をおこなうこと。

- ②東京都廃棄物処理計画にもとづき、区市町が各年度の目標を達成できるよう十分な支援をおこなうこと。
- ③企業による減量・リサイクルを推進するために、東京都が訪問、調査、指導の徹底など積極的 な役割をはたすこと。
- ⑤市町村の廃棄物処理施設への助成を継続、拡充すること。
- ⑦学校給食用牛乳について、瓶方式を継続するよう区市町村と協力し、努めること。
- ⑦サーマル発電のために、プラスティックゴミの混合焼却はおこなわないこと。
- (2)産業廃棄物の企業責任での処理徹底
 - ①8都県市と連携し、産業廃棄物対策を強化すること。都としても産業廃棄物Gメンの拡充、不 法投棄、野焼きの監視と規制の体制を強化すること。
 - ②産業廃棄物管理票(マニフェスト)の活用について、都内からでる産業廃棄物すべてに広げ、マニフェストにもとづく報告書の提出を義務づけること。
 - ③建設廃材の減量促進、リサイクル施設整備を拡充すること。
 - ④医療廃棄物は、在宅医療からでるものも含め、処理体制を整備し、医療機関の処理費用への公的補助をおこなうこと。また、在宅医療で排出された注射針などの回収モデル事業は、早期に全域にひろげること。
- (3)一定規模以上の開発計画について、条例で定められた処理施設確保の事前協議制度をさらに強化すること。
- (4)家電リサイクル、中小業者のリサイクル・再資源化支援
 - ①家電回収における、指定取引所の拡大を製造業者の責任でおこなうなど、小売店や消費者の負担を軽減すること。
 - ②区市町村と連携し、事業系ごみの多種分別収集を促進すること。中小・零細業者へのリサイクル・再資源化のための支援を強化すること。
 - ③再資源化活動強化の要である、資源回収業者の育成と、資源物の再生利用の促進など出口対策 を抜本的に強化すること。
 - ④コンポスト化のとりくみを拡大するために、都立の施設への設備の設置。区市町村の助成制度 への補助をおこない、商店街や大規模店舗等への設備の設置を推進すること。
- (5)最終処分場の減容と延命をはかるとともに、新海面処分場など大規模処分場方式を根本的に 見直すこと。

第4章 ゆきとどいた教育と都民本位の 文化・スポーツの振興を

1. 30人学級の実現

- (1)全国のほとんどの自治体が実施にふみきり、学習効果や生活指導上の効果も明らかな少人数学級の意義を正当に認め、都としても来年度から30人学級にふみだすこと。また、区市町村が先行 実施する場合は、財政補助を含めて支援すること。
 - 2.「改革」の名による都立大学破かいをやめ、大学自治の尊重と教育条件整備を

(1)都立大学改革について

- ①すぐれた都立大学の伝統と水準を破かいする「首都大学東京」の設立を中止すること。
- ②都立大学の改革は、大学自治を尊重し、大学の自主性を尊重すること。その際、広く都民に情報を公開し、都民の参加を保障すること。
- ③大学の運営は直営をまもり、「独立行政法人化」を強行しないこと。
- ④都立大学の昼夜開校制度にもとづく学部教育を維持、発展させること。
- ④教職員、学生、院生との定期協議の場を設け、要望、意見などを最大限尊重すること。
- ⑤教職員の非公務員化、任期制、年俸制導入などおこなわないこと。
- ⑤研究費の配分は、教員の自主的、民主的な協議によっておこなうこと。

(2)ゆきとどいた条件整備を

- ①大学教職員の削減は行わないこと。大学院生や留学生増に見合った人員増を行い、教員の定数 は一般行政職とは別枠で措置すること。図書館は司書職制度を確立すること。
- ②採算性優先でなく、一般財源による研究費、学生教育費を増額すること。
- ③授業料・入学料の値上げを行わないこと。
- ④授業料減免対象を拡大し、負担の軽減をはかること。学生寮の増設をはかること。

- ⑤就職難解決のために専任体制を確立すること。
- ⑥老朽施設や設備の改善をおこなうこと。
- ⑦日野キャンパスと南大沢キャンパス間に、専用バスを運行すること。
 - 3.「都立高校改革推進計画」を中止し、抜本的再検討を
- (1)「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」は撤回し、1次・2次計画未実施分とともに都民の参加で抜本的に再検討すること。
- (2)計画進学率を引き上げ、希望するすべての生徒の入学を保障できる高校就学計画を策定すること。
- (3)多様化路線にもとづく、学区制のあり方や単独選抜、普通科への推薦制度、自己PRカードなど 入学者選抜を都民参加で再検討すること。
- (4)学校間の競争を激化させる、都立高校の「特色化」と「経営支援委員会」による予算配分の差別 化を行わないこと。
- (5)行政による学校支配につながる「都立学校経営支援センター」は中止すること。

4. 一人ひとりが大切にされる学校教育を

(1)教員の定数の改善

- ① 子どもたちにゆきとどいた教育を保障するため、都独自の配置など、教員の大幅増員につとめること。
- ②2004年度削減した小・中・夜間中学の教員定数をもとに戻すこと。
- ③都立高校の教職員定数基準を改正し、教員を増配置すること。
- (2)心のケア対策の確立
 - ①スクールカウンセラーの小、中のみならず高校への全校配置を急ぐこと。また、相談日数を増 やすこと。
 - ②保健室登校の実態に対応し、養護教員の配置基準を改善し全校複数配置を実現すること。
 - ③都立教育研究所における相談には、教育、心理、医療など専門職の正規職員を増すとともに、 多摩での相談を復活するなど身近に相談できる体制を拡充・強化すること。

- (4)いじめ、不登校、学校にいけない子どもたちへの対策
 - ①学校にいけなくなっている子どもたちの学習の機会を保障し、学校の出席日数として認定している施設に対して助成すること。不登校であっても高校への受験資格を与えること。
 - ②不登校克服のための「親の会」に助成するとともに、親たちが運営する子どもの「居場所」、適 応指導教室の改善、専門家の配置など、親の願いにこたえた取り組みを支援すること。
- (5)ゆきとどいた教育のための教職員の増員、待遇改善など
 - ①心身障害児童生徒受け入れ校にも、教員加配を行い、介助員を配置すること。
 - ②養護教員、事務職員、栄養職員、学校司書、機能訓練士、寄宿舎指導員の長期病欠などに正規職員による代替制度を確立すること。
 - ③教職員の勤務実態、在職死などを調査し、総合的な健康管理対策を立てるとともに、定期検診、 婦人科検診の充実をはかること。
 - ④育児休暇中の所得保障、介護休暇期間の延長、有給化、代替保障など改善すること。
 - ⑤労働安全衛生法にもとづく安全衛生委員会の設置など、健康管理体制の整備、産業医の配置などにつとめること。また、各学校に休憩室を配備すること。
- (6)少人数指導における学習集団の編成は、1学級2分割も認めること。
- (7)学校図書館に、専任の司書、司書教諭を配置するとともに、蔵書充実を支援すること。
- (8)都の育英資金は適用枠を広げ、有資格者全員が受けられるよう充実させること。また、申請を簡素化し、申し込み時期など柔軟に対応すること。
- (9) 多摩教育センターの機能を低下させることなく、相談活動など一層の充実をはかること。
- (10)学校週5日制に対応し、区市町村が、地域や子どもたちの要望にあわせておこなう多様な活動を、都として支援すること。
- (11) 学校給食の民営化、民間委託、親子方式の導入などの影響を調査し、直営に戻すことを前提に再検討すること。

5. 小・中学校教育の充実

- (1)40人を超える学級については、年度途中にあっても学級編成替えを認めること。また、編成替 えが困難な場合、副担任を配置すること
- (2)学級編成基準の弾力的運用(学級維持制度)については、学級のクラス替えをともなう場合、学校の統廃合、通学区域の変更の場合も学級数を維持できるようにするとともに、対象を全学年に広げ

ること。

- (2)学習環境のための条件整備
 - ①震度7に対応するため、耐震補強助成を創設し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。
 - ②普通教室の冷房化促進のため区市町村に補助すること。
 - ③トイレの改善、理科教育設備、IT機器、クラブ・部活動施設などについて、区市町村に補助すること。
 - ④保健室の相談スペースや電話設備などの充実を図ること。
- (3)教育費の父母負担軽減を
 - ①義務教育学校運営費標準を改善し、保護者の負担軽減を図ること。
 - ②就学援助制度の所得制限緩和を、都として支援すること。
- (4)障害児教育の拡充
 - ①障害児学級の認可は、実態に応じて設置校の増設または複数認可すること。
 - ②小中学校での通級学級をふくめた障害児教育のあり方は、子どもを中心に、教職員、保護者、 基礎自治体参加で民主的に検討をすすめること。
 - ③固定制学級を存続し、教員配置や担任制など、現行水準を後退させることなく、拡充をはかること。
 - ④LD、ADHDなどの教育内容の研究、人材の育成に早急にとりくむこと。

(5)教職員の増員

- ①教員の新規採用を大幅に増やし、若手教員を計画的に採用すること。
- ②専科教員やチームティーチングの増員、講師派遣は特別活動も含めて配当時間を増やすこと。 中学校は、生徒指導充実のための加配を行い、教員一人当たりの持ち時間を減らすこと。
- ③障害児学級の教員配置は、中学校を含め重度補正を年度途中でもおこなうこと。講師は配当基準に基づく各学校からの申請を尊重すること。
- ④夜間中学には、生徒の実態に合わせて教員を増配置すること。全校に養護教諭を配置し、日本 語学級は、2004年度削減した定数をもとにもどすとともに、年度途中の入学者も考慮する など実態にあった教員配置をすること。
- ⑤登校拒否の子どもは、在籍扱いとし、教職員定数に措置すること。
- (6)小規模校でもクラブ活動充実のための指導体制がとれるよう支援すること。
- (7)「東京教師養成塾」への教師の参加を強制しないこと。内容は憲法と教育基本法を尊重し、特定の歴史観の押しつけなどおこなわないこと。

5. 都立高校の充実

(1)30人学級を基本とする学級規模の縮小計画を策定し、実施すること。定時制は20人学級とすること。

(2)教職員の増員

- ①講師配置による国基準の切りくずしをやめ、教職員定数配置基準を改正し、教員を増配置する こと。
- ②中途退学者対応の対象校の拡大、帰国者や障害者などへの独自加配、実技・実習教科の持ち時間軽減などをはかること。
- ③学校職員の全日制、定時制のローテーション勤務を中止すること。用務職員の定数削減・民間 委託を中止すること。
- ④学校図書館の専任司書の配置を継続すること。
- (3)授業料・入学料の値上げは行わないこと。減免基準を引き上げ、周知・普及をはかること。減額制度と合わせて申請方法や判定の基準を簡素化し、うけやすい制度とすること。
- (4)授業料納入は、従来通り、10回払いを基本とすること。
- (5)職業高校の振興のために
 - ①産業教育設備の基準に合わせて、各校の施設・設備の更新を図ること。
 - ②「ものづくりコンテスト」など生徒の諸行事への補助を拡充すること。
 - ③ I T関連の教育を推進すること。
 - ④専攻科を卒業後の接続教育機関として積極的に設置すること。就職など進路相談の専任職員を 配置すること。
 - ⑤独自の入試説明会やPRイベントなど産業教育のPRに努めること。
- (6)定時制高校の振興のために
 - ①「新配置計画」にもとづく定時制高校の統廃合や「募集停止基準」の改悪を行わず、夜間定時 制教育を守ること。
 - ②夜間定時制生徒の暮らし・仕事・勉学条件など実態調査を行い、不登校生の積極的な受け入れ や、定時制の中途退学を防止するなど、生徒一人ひとりに手厚い援助をおこなうこと。
 - ③定時制高校の給食の「親子方式」導入を中止し、自校方式にもどすこと。
 - ⑤音楽鑑賞教室を復活させ、各種行事の補助を増額し、修学旅行補助および給食費補助の上乗せ を復活すること。

- ⑤定時制高校の事務室の夜間窓口は、授業が終了する時刻までは開設すること。
- (7)全高校の耐震診断・補修を急ぎ、老朽校舎の改築・補修を促進すること。全校の冷房化、IT設備、視聴覚設備の更新充実を進めること。機械警備導入は教育活動の支障にならないものにすること。
- (8)高校運営費標準を抜本的に改善し、教材教具、学校行事等教育費の私費負担を軽減すること。部活動予算を充実させること。
- (9)学校外の施設を利用した行事をふくめ、学校の自主的な行事を重視すること。PTA活動による学校の土曜日使用が可能にすること。

6. 障害児(者)学校教育の充実

- (1)「特別支援教育推進計画」については、ろう学校や寄宿舎、郊外施設の統合をやめ、障害児学校に通う児童・生徒の増加に対応して、通学1時間以内で通える盲・ろう・養護学校の増設計画をつくり、早急に実施すること。
- (2)障害児教育に困難をもちこむ障害種別の総合化はおこなわないこと。
- (3) 青鳥養護学校の久我山分校の本校化を急ぐこと。
- (4)肥満、小児糖尿病、対人恐怖症などのあらたな疾病に対応する教育の場を早急に整備すること。
- (5) 適正な就学の保障と就学前教育の充実
 - ①障害を早期に発見し、教育訓練ができるよう、0歳からの教育を充実させるため、盲・ろう学校の就学前教育を制度化し、専任教員および早期相談専任者を配置すること。
 - ②子どもの障害、発達に応じて適正な就学を進めるために、各学校に教育相談室を設置すること。また、心身障害教育センターを設置すること。
 - ③盲ろう児教育の場を本格的に設けること。
- (6)学級編成基準については、子どもの実態に応じて重度重複学級を増設し、病弱養護や幼児部の編成基準を国なみとすること。
- (7)教育内容の充実を
 - ①IT機器の活用など、情報教育の充実を促進すること。
 - ②ろう学校で、手話教育をおこなうこと。
 - ③すべての障害児学校に、図書室を設置すること。
- (8)後期中等教育の保障と充実

- ①病弱養護学校および分教室に高等部を設置すること。在宅病弱児への訪問教育を実現すること。
- ②盲学校に、情報科など新たな職業学科を設置すること。
- ③知的障害養護学校の職業科を増設すること。
- ④緊急雇用対策による盲学校の教材アドバイザーは恒常化すること。
- (9)訪問教育の人的配置を充実させ、院内学級は通級方式にすること。
- (10)教職員定数の改善と待遇改善
 - ①小学部単独校の教職員定数配当基準を是正する都独自の定数加算をおこなうこと。
 - ②障害児学校における教職員の定数は、重度重複の増加や就学前教育など、東京の実態に見合ったものとすること。
 - ③聴覚障害者の教諭に手話通訳者を確保すること。
 - ④理学療法士、作業療法士、言語療法士など専門職を配置すること。機能訓練士の削減しないこと。
 - ⑤養護教員を複数配置すること。
 - ⑥訪問学級の教員は複数配置とすること。
 - ⑦教員の専門性を高めるための自主的な研修を保障し、充実を図ること。
 - ⑧盲学校図書室に司書教諭を配置すること。
- (12) 必要な子どもたちに、寄宿舎教育が保障されるよう、寄宿舎を増設すること。老朽化した寄宿舎を全面改築し、防災体制の充実をはかること。すべての寄宿舎に「学校110番」を設置すること。
- (13)施設設備の改善
 - ①教室不足を解消するために、教室の増改築をすすめること。
 - ②すべての学校の耐震調査と、老朽化の実態調査に基づき、改修・改築をおこなうこと。
 - ③全校を対象に普通教室・体育館など冷房化をおこなうとともに、段差解消や通路幅の確保など 災害避難への改善を進めること。トイレの改善をおこなうこと。
 - ④ろう学校に文字ディスプレイの設置をすすめること。
- (14)生活訓練、修学旅行、学校行事などの充実
 - ①重複障害児でも宿泊できる生活訓練施設を都内に建設すること。既存の生活訓練施設に医療体制を確保すること。
 - ②すべての修学旅行、宿泊学校行事に医療体制がとれ、医師が同行できるようにすること。
 - ③生活訓練施設への引率教員定数基準を改善するとともに、長期訓練体制を作ること。
 - ④小学部でも生活訓練施設を利用できるようにすること。生活訓練教室を各学校に新設・改修すること。
- (15)スクールバスの改善、増車

- ①通学時間の短縮や車椅子での通学保障のため、スクールバスを増車すること。すくなくとも、 1時間以上のコースについては、ただちに短縮すること。
- ②知的障害養護学校高等部でも、子どもの実態に応じてスクールバスの使用を認めること。
- ③バス内での生活指導・安全管理のため、障害を理解し、専門的対応のできる添乗員を複数配置すること。
- ④一方的な共同運行は行わないこと。
- (16)学校運営費の改善、保護者負担の軽減
 - ①就学奨励費の都独自分を復活すること。
 - ②学校運営標準の抜本的な改善を図り、私費負担を軽減すること。
 - ③学校管理運営費を拡充すること。
 - ④障害児学校の修学旅行、校外学習などにともなうボランティアの費用については、全額公費負担とすること。
 - ⑤障害児学校の機械警備を有人警備に戻すこと。
- (17) 医療的ケアを必要とする児童・生徒への対策
 - ①肢体不自由養護学校における救急体制整備事業をさらに充実させること。
 - ②指導医による実技研修などの充実、看護師の増配置、医師の常駐をおこなうこと。
 - ③校内の保護者待機室の整備、充実をはかること。
 - ④寄宿舎でも、緊急時に備えた医療・看護体制を確立すること。

(18) 学校給食の充実

- ①民間委託にうつされた盲・ろう養護学校給食、寄宿舎まかないの総点検をおこない、安全面、 教育面から必要な対策を講じること。また、学校関係者、保護者、専門家などの参加で、民間 委託の再検討をおこなうこと。
- ②肢体不自由養護学校については、民間委託を取りやめ、摂取機能の発達段階に応じた調理をおこなうために、給食調理員の増配置をおこなうこと。また給食施設の改善をおこなうこと。
- ③寄宿舎のある学校には、栄養士の複数配置をすること。また、賄い費を全額公費負担とすること。
- (19) 地域センター化については、教職員、保護者、地域住民、地元自治体などによる協議の場をつくり、合意形成をはかること。

(20)社会教育の充実

- ①障害児のスポーツ・文化活動のため、公的施設を障害児(者)も利用できるよう整備・拡充するとともに、専門職員、課外活動指導員の養成、確保、交通手段の保障をおこなうこと。
- ②区市町村における「心身障害のある児童生徒の地域活動促進事業」を恒常化し、充実すること。

- ③学校開放事業や社会教育プールなどへの運営費補助の増額、施設管理員、監視指導員などへの 報償費の増額などをおこなうこと。
- ④学校週5日制に対応する養護学校の児童・生徒の居場所確保について、都としての本格的な対策を講じること。

7. 私学教育への助成拡充と振興のために

- (1)「第2次財政再建推進プラン」にもとづく、私学助成の削減はおこなわないこと。
- (2)標準運営費の2分の1補助方式を堅持し、完全実施すること。標準的運営費の算定基準を公立学校費の2分の1に近づけるよう、見直し、改善をおこなうこと。都外生を理由に助成の削減をおこなわないこと。
- (3)私立幼稚園教育振興事業費の削減を中止すること。
- (4)私立幼稚園児等保護者負担軽減補助の所得制限強化や助成額の切り下げはおこなわないこと。補助単価の増額など拡充をはかること。また、類似施設にも保護者負担軽減補助を適用すること。
- (5)家計急変による授業料減免申請制度の拡充を行い、全額都の補助とすること。
- (6)私立高等学校等授業料軽減補助を増額し、規準の緩和、単価の増額、対象枠を拡大し一層の周知をはかり追加申請をうけつけること。
- (7)私立学校の老朽校舎の改築、改造及び施設整備に対する補助を増額し、保護対象の拡大をおこなうこと。
- (8)私立学校の耐震診断・補強への助成など、防災、防犯機能の整備のための助成を抜本的に拡充すること。
- (9)私立幼稚園の預かり保育推進事業に対する補助を拡充すること。
- (10) 私立高校就学促進補助を充実させること。また、私立高校入学支度金補助を創設すること。
- (11)教育内容充実のため、教員研修の充実やIT教育推進などに助成をおこなうこと。
- (12)30人学級など少人数学級の実現のための「特別補助」を実施すること。
- (13)私立学校教育振興資金貸付事業の拡充をはかること。
- (14) 専修学校への助成は、私立高校に見合う助成に拡充し、専門科過程研究図書などの整備補助を増額すること。障害児を受けいれている専修学校に対しては補助の増額をおこなうこと。

8. 子どもたちが安心して学べる環境を

- (1)凶悪犯罪から子どもたちをまもるため、学校の防犯対策や登下校時の安全対策など、学校、地域、行政参加で促進すること。
- (2)小・中学校の耐震化を促進するために、区市町村がおこなう耐震診断、耐震補強への財政支援をおこなうこと。全都いっせい地震被害予想調査をおこない、必要な改修への支援をおこなうとともに、学校防災マニュアルを補強すること。
- (3)シックスクール対策を拡充し、有害物質の指定拡大、都立学校での定期検査、症状が見られた生徒へのケアの充実など抜本的に強化すること。

9. 芸術・文化・スポーツの発展と社会教育の振興

- (1)「第2次財政再建推進プラン」及び「第2次都庁改革アクションプラン」にもとずく、芸術・文化、スポーツ、社会教育の分野の施策の切りすて、都施設は直営を基本とし、廃止・縮小、 民営化、指定管理者制度にもとづく営利企業の参入などをおこなわないこと。
- (2)社会教育の充実のために
 - ①のこされた府中青年の家を存続させること。区部ユースプラザはPFI方式による利用者の負担、利便性、利用実績などを検証し、あらためて直営に戻すことを前提に再検討すること。多摩ユースプラザは都直営で建設をすすめること。
 - ②多摩教育会館の「市民活動サービスコーナー」の再開など、社会教育活動支援機能の拡充をはかること。「会館」の管理運営については、利用者の声を反映させること。
 - ⑥都立図書館の蔵書の廃棄処分を中止し、蔵書を再度利用できるようにすること。図書購入費を 増額し、1タイトル2点購入を基本とすること。協力貸出をもとに戻し、市町村の図書館の連 携と支援をいっそう強化すること。
 - ⑦図書館運営協議会の公募委員を継続すること。
 - ⑤青少年センターを復活させること。
 - ⑥子供たちの文化、芸術活動を援助するために、各種鑑賞教室への補助を拡充すること。音楽鑑賞教室を復活すること。
- (3)芸術・文化の振興

- ①芸術・文化関係者の創作活動を援助するとともに、すべての都民が芸術・文化を楽しみ創作で きるようにする立場から、文化行政のあり方について都民参加で検討すること。
- ②文化施設の利用料金制を中止し、都民の負担増となる施設の利用料値上げは行わないこと。高齢者の無料制度を復活させること。都民団体の会場使用については低料金とするなど文化活動を支援すること。
- ③東京都美術館の統廃合はおこなわないこと。独立美術館として拡充・改修をおこなうこと、その際利用団体の意見を汲み上げ、公正・公平を期すこと。
- ④現代美術館は、公募展、グループ展などへの会場利用を認め、収蔵予算を増やすこと。
- ⑤写真美術館の常設展を充実させるために、収蔵予算を増やすこと。
- ⑥特定の施設が優遇されることなどないようにすること。
- ⑦シルバーエイジ芸術補助事業を再開し、都民芸術フェステバルへの助成を継続拡充すること。
- ⑧東京都交響楽団の運営費を抜本的に増やし、楽員などの削減や任期制・年俸制の導入などをおこなわないこと、都民交響楽団・合唱団への支援をおこなうこと。
- ⑨史跡、文化財、文化遺産の監理、保護予算及び、文化財や歴史・自然環境などの記録映画製作 予算を大幅に増額し、郷土芸能や伝統工芸に対する助成金を増額するとともに、後継者育成に も適用すること。
- ⑩埋蔵文化財保全のために、保護費を増額すること、また、市町村に対する埋蔵文化財緊急発掘 助成を拡充すること。

(4)スポーツの振興のために

- ①「東京スポーツビジョン」の具体化に当たっては、都民・スポーツ関係者の参加を保障すること。
- ②都のスポーツ施設の使用料、手数料を引き下げること。利用料金制は中止すること。また、アマチュアスポーツ団体のおこなう競技大会などへの減免措置を継続すること。
- ③子ども、青少年、高齢者、障害者(児)が安心して利用できる施設とするために、バリアフリー や安全確保を重視し、施設や周辺環境の総点検をおこない、設備の補修・改修、運営の改善を すすめること。
- ④都民や自主的なスポーツ団体のおこなうスポーツ活動、クラブの育成、スポーツ大会開催など への助成を復元し、都立施設の提供を継続すること。
- ⑤フットサルコート、バスケットゴールなど、身近なスポーツ施設、設備を地域ごとに整備する こと。。

(5)カジノなどギャンブルの規制

- ①ギャンブル依存症など社会的弊害の明らかなカジノ導入をおこなわないこと。国へのカジノ合 法化のはたらきかけをやめること。
- ②地元文京区、区議会、区民がこぞって反対している後楽園競輪場を復活しないこと。
- ③違法カジノなどの取り締まりをつよめるとともに、ギャンブル依存症などギャンブルの社会的 弊害について、調査・研究を行うこと。

10. 青少年の健全育成のために

- (1) 青少年の犯罪対策を理由にした、青少年健全育成条例の改悪はおこなわず、地域での住民、社会教育施設、学校、行政などの協同による、自主的な子どもためのの環境づくりを支援すること。
- (2) 青少年のひきこもりなど社会的不適応行動について、その現状を調査するとともに、相談事業の 抜本的拡充、医療ケア体制の確立など本格的な対策を進めること。
- (3)子どもたちの健全な成長のために、退廃文化から青少年を守る学校、地域ぐるみの自主的な取り組みを援助し、メディアリテラシーを促進すること。
- (4)都立公園や公民館などにプレイスペース、スケートボード広場などを確保し、青少年の自主的な 居場所づくりに提供すること

第5章 住民が主人公の地方自治と 基地のない平和な東京を

1. 都民のくらし、福祉優先の行財政運営を

- (1)超高層ビルと大型幹線道路中心の「都市再生」におおきく偏った都政運営をあらため、都民のくらし、福祉優先の行財政運営にたちかえること。
- (2)「都市再生」などの大型開発のための投資的経費を抜本的に見直し、都債発行を大幅に抑制するなど、都財政の立て直しの道にふみだすこと。
- (3)「第2次財政再建推進プラン」、「第2次都庁改革アクションプラン」を撤回し、切りすてられた 都民施策をもとに戻すこと。
- (4)副知事依命通達にもとづく、都民施策への一律10%マイナスシーリングは中止すること。
- (5)公共事業の中身を生活密着型に大きくきりかえ、住民生活向上と中小企業の仕事確保につながるようにすること。
- (6)都の過大な借金返し計画、減債基金の積み立てを適切に見直し、利払い負担を軽減するための 都債の低利借り換えを関係機関に働きかけること。
- (7)首都高速道路公団への出資、貸し付けなど経常経費にふくまれる投資経費を抜本的に見直すこと。
- (8)本来、都が負担する必要のない国直轄事業負担金や国道の肩代わり建設などは返上すること。全額都負担の一般指定区間外の維持管理費用の是正を国にもとめること。
- (9)国の三位一体の改革にもとづく、各種補助金の削減に反対するとともに、抜本的な税源移譲を政府につよく求めること。
- (10)義務教育教職員給与等国庫負担金制度の削減に反対するとともに、地方交付税の不交付団体を理由とした財源調整措置を廃止させること。
- (11)公共事業を都単独事業中心から国の補助事業中心に切りかえること。国の特定道路財源による公 共事業のおしつけ、拡大に追随しないこと。また、特定道路財源の一般財源化を国につよくもとめ ること。
- (12) 大企業への適正な課税など財源確保につとめること
 - ①莫大な内部留保など、空前の利益をあげている大企業に対して、法人事業税の超過不均一課税制

限税率限度額まで課税することをはじめ、都としてできうる大企業課税を創出すること。

- ②首都高速道路については、適切な固定資産税などの課税を検討すること。
- ③NTT、東京電力の道路占用料を引き上げること。
- ④在日米軍などに対して自動車税や個人住民税など地方税の非課税措置を適用しないこと。

2. 都民サービスの向上、効率的で無駄のない都政を

- (1)公正で民主的な行財政執行を保障するために、機構や運営の改善と職員の適切な配置を
 - ①財政難を理由に職員定数、人件費などへのしわよせを行わないこと。
 - ②職員配置は福祉や教育、医療などの分野を拡充し、臨海開発など浪費的開発部門の縮小、見直しをすすめること。また、警視庁公安部門も縮小すること。
 - ③開発型第3セクターなど、外郭団体の組織と運営は、公益性、効率性の立場から抜本的に見直 すこと。
 - ④専門職にふさわしい職種への配置、職員の創意性が発揮できる組織改革をおこなうこと。また、 ジョブローテーション(計画的異動)の一律のおしつけをやめること。
 - ⑤技術性、専門性を有した調査員の養成をはじめ、環境科学研究所など試験研究機関の体制を強 化すること。
 - ⑥管理職ポストの見直しをおこない、縮小をはかること。知事・副知事・局長級の退職金制度の 見直しをおこなうこと。
- (2)自治体本来の役割にかんがみ、都民サービスの低下や都民への負担の押しつけになる民間委託や アウトソーシングはおこなわないこと。また、機械的なサンセット方式、スクラップアンドビル ドの適用はおこなわないこと。
- (3) 都施設は直営を基本とし、PFIや「指定管理者制度」にもとづく営利企業の参入はおこなわないこと。
- (4)公共料金の2年ごとの値上げはおこなわないこと。不況に苦しむ都民の要望にこたえ、高すぎる 公共料金は引き下げること。実質的な値上げとなる利用料金制はあらためる、条例による料金設 定を基本とすること。
- (5)原宿警察署建て替えにあたって、大規模留置場の建設はおこなわないこと。国に拘置所の増設をもとめること。

3. 真の地方分権の推進と区市町村支援の拡充

- (1)大型都市開発を推進するための、道州制、広域連合の導入、大規模基礎自治体化に向けての市町村合併のおしつけなどはおこなわないこと。
- (2)「第2次財政再建推進プラン」にもとづく区市町村補助の見直し、廃止・縮小はおこないこと。 都民施策の改定は、区市町村との合意なしにおこなわないこと。
- (3)市町村振興交付金、市町村調整交付金を大幅に増額すること。
- (4)市町村がまかなうことが困難な施策については、都が積極的に事業化するなど、区部都民と多摩 都民との行政サービス・税負担の格差是正に努めること。
- (5)都区財政調整制度の改革にあたっては、都の大都市事務の範囲を明らかにしたうえで、区側とのあらたな財源配分を協議すること。「都市再生」事業を、大都市行政として財政調整制度に持ち込まないこと。
- (6)都有地の「利活用」を名目にした、民間企業やディベロッパーへの売却、PFI、民活方式による再開発などはおこなわないこと。
 - 4. 真に開かれた都政運営のために情報公開の徹底と公正・民主、住民参加をつらぬく
- (1)住民参加を促進し、行政への住民監視機構の確立を
 - ①重要な政策決定過程で都民の声が直接反映できるようにするために、住民投票制度の導入をは かること。
 - ②事業の計画・実施過程において住民参加による「協議機関」を設けるなど、都民意見、都民合意形成のシステムをつくること。
 - ③行政の監視、不正の摘発など権限を持った「行政監視員(オンブズマン)制度」を新設すること。
 - ④都のすべての行政委員会、懇談会などの選任にあたっては、公募委員を加えるなど都民参加を 徹底し、原則公開をつらぬくこと。
- (2)密室の都政運営、庁内合意を無視した乱暴なトップダウンによるおしつけをやめ、職員参加による民主的な都政運営につとめること。

- (3)都監理団体の情報公開を進めるとともに、監理団体に指定されていない第3セクターも情報公開の対象に加えること。
- (4)ゼネコンや大銀行などとの癒着を断ち切り、清潔・公正な都政運営を
 - ①都幹部職員の天下りについては、その離職後五年間、離職前五年間の職務と密接に関係する企業、業界団体への就職を禁止すること。
 - ②悪質な談合を一掃するため、指名停止期間の大幅延長、談合業者の排除など抜本的対策を講じること。
- (5)同和行政を完全に集結させるとともに、「人権プラザ」(旧産業労働会館)は、地域産業従事者や地域住民の交流の場として改善し、同和問題啓発事業の拠点とさせないこと。
 - 5. 基地撤去、核兵器廃絶、平和な東京を

(1)米軍基地の返還

- ①横田基地の軍民共用計画は撤回し、すべての米軍基地の全面返還を求めること。また、横田基 地管制空域を返還させること。
- ⑤基地跡地の平和利用計画を住民参加でつくること。米軍基地関連自治体、学識経験者、住民代表等を含む協議機関の設置、住民要求調査にとりくむこと。
- ③赤坂プレスセンターの使用中止をただちにもとめること。不法占拠されている都立青山公園敷 地の即時返還を求めること。
- (2)米軍の横暴から東京の平和、都民の生活の安全をまもること
 - ①頻発する米軍機事故について、原因の徹底糾明と実効性のある対策をもとめること。
 - ②米軍艦載機離発着訓練(NLP)は即時・全面禁止させること。
 - ③横田・厚木米軍基地周辺の防音工事対象地域を拡充すること。
- (3)非核・平和の東京を
 - ①核も基地もない平和な東京にするために「非核・平和東京都宣言」をおこない、東京湾関係自 治体にも呼びかけて「非核・平和東京湾宣言」をおこなうこと。
 - ②「東京都平和祈念館」(仮称)をすみやかに建設すること。
 - ③平和の日の企画を、「都民平和アピール」の趣旨にもとづき充実させること。
 - ④都在住被爆者の実態調査をおこなうこと。第五福竜丸展示館の資料・解説の充実をはかること。
 - ⑤硫黄島の遺骨収集を促進すること。また、小笠原村に硫黄島連絡所・宿泊所の建設をすすめる

など、旧島民・遺族・遺骨収集団などの硫黄島への往来を積極的に支援すること。

- 6. 女性の地位向上と権利をまもる施策の拡充を
- (1)男女平等参画を促進するため、「東京都行動計画」にもとづく施策の拡充をはかること。また、 行動計画に自営業者の実態調査をくわえること。
- (2)都の行政委員への女性の参加機会を増やすとともに、女性団体の自主活動や自主研究への支援を拡充すること。
- (3)都や外郭団体で働く女性職員の採用・配置・昇格については、男女差別なくおこない、女性の幹部職員への登用機会をふやすこと。
- (4)「女性に対する暴力」への総合対策、男女平等に関する訴訟支援をおこなうこと。
- (5)ドメスティックバイオレンス (DV) 対策の拡充
 - ①改正DV防止法にもとづく「基本計画」は都民参加で策定し、配偶者間の暴力防止、被害者救済、自立支援、加害者更生対策、被害者の子どもに対する支援などの総合対策を確立すること。
 - ②DV被害者の生活再建と経済的自立を支援するための生活資金貸付制度を創設するとともに、 一時保護施設の増設、民間シェルターに対する運営費補助の拡充などをおこなうこと。
 - ③DV被害者の都営住宅への優先入居を実施すること。
 - ④DV被害者とその児童の一時保護後の生活再建に対する支援(ピアカウンセリング、自助グループホーム活動、就労準備講座など)を実施する民間団体への支援を行うこと。
 - ⑤一時保護後、PTSD等からの回復と自立のための援助を行うステップハウスに対する運営費補助を行うこと。
 - ⑥配偶者暴力相談支援センター(ウィメンズプラザと女性相談センター)の電話等の相談体制を 拡充すること。女性相談センターに心理療法担当職員を増配置すること。
 - ⑦DV対応の一時保護所を大幅に増設するとともに、職員配置を増やすこと。保育士は女性相談センター、新生寮とも常勤配置にすること。

第6章 豊かな多摩・島しょの実現を

1. 多摩振興、多摩格差の解消を都政の柱に

- (1)多摩の振興を都政の柱にすえ、新たな「多摩振興プラン」を市町村と協同で策定すること。
- (2)新たな「多摩格差」解消へ財政措置を強めること。
- (3)市町村がまかなうことが困難な都民施策について、東京都が施策を直接実施したり、補完・代行するなど、重層的に都民サービスの向上を図ること。
- (4)「第2次財政再建推進プラン」「第2次都庁改革アクションプラン」など、あらたな多摩格差を うみだす、市町村補助の見直し、都民施策の切りすて、都立施設の廃止・縮小、統廃合などをお こなわないこと。
- (5) 都民施策の見直しをおこなう場合には、結論を押しつけることなく市町村の意向を尊重し、合意なしにすすめないこと。すでに見直しを提案している項目についても、結論をおしつけないこと。
- (6)市町村の財政基盤の確立強化を
 - ①市町村調整交付金・市町村振興交付金を大幅に増額すること。
 - ②地方分権推進にあたっては、市町村に超過負担が生じないよう、権限にみあった税財源の委譲 などの措置を講ずること。
 - ③区市町村振興基金を増額し、貸付利子の減免、低利貸付の対象の拡大を図り、借換制度条件緩和をはかること。
 - ④市町村国保事業への補助金は削減することなく増額すること。
- (7)保健、医療、衛生の充実
 - ①保健所統廃合など、衛生保健行政からの撤退をおこなわないこと。都民要望にこたえ拡充をは かること。「市町村地域保健サービス総合支援制度」の補助額を引きあげ、事業の拡充を図るこ と。
 - ②都立八王子小児病院、清瀬小児病院を存続すること。多摩老人センターを直営で存続させること。多摩地域に都立総合病院、リハビリテーション病院の建設をすすめ、特別区との不均衡を 抜本的に是正すること。
 - ③乳幼児医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。
 - ④救急指定医療機関への補助金の増額をはかること。

⑤都立病院の補完的役割を果たしている多摩地域の公立病院に対する運営費補助を拡充するとと もに、過疎、観光地域における公立病院の役割を重視すること。

(6)福祉の充実

- ①市町村の老人保健福祉計画の実効性を確保するため、補助率の引き上げなどの財政支援を行な うこと。
- ②シルバーパスの利用区域について、隣接県バス路線への拡大を行なうこと。多摩モノレールでシルバーパス、障害者無料パスが使えるようにすること。心身障害者に対し、シルバーパスと同じく民営交通パスを交付すること。
- ③配食サービスについて、国に支給対象要件の緩和などを働きかけるとともに、地域の実情に応 じて積極的な取組みが可能となるよう配食サービス事業の充実を行なうこと。
- ④地域の実情に応じた、重度障害者の通所・入所施設、身体障害者療養施設、精神障害者の社会 復帰訓練施設、通勤寮、生活寮など障害者施設の建設をすすめること。
- ⑤聴覚障害者のための市町村の手話通訳派遣事業に対する助成制度を新設すること。
- ⑥都立心身障害者福祉センター、また各種福祉機器の展示や使用体験、相談機能をもった東京都 福祉機器総合センターを多摩に設置すること。
- ⑦市町村立障害者福祉センター、保健センターの建設費、用地費への補助を拡充し、運営費補助 の創設をはかること。
- ⑧生活実習所、福祉作業所、授産場は現行通り存続し、充実すること。

(7)介護保険制度の改善

- ①財政安定化基金の財源は、国と都で負担すること。調整交付金は、国の法定負担分25%とは 別枠で措置すること。
- ②東京都介護保険事業支援計画の施設整備目標達成に万全を期すこと。また、実態に見合ったものとするため、同計画での「介護サービスの基盤整備の考え方」を上回る整備目標値の設定を検討すること。特に介護療養型医療施設の整備をすすめること。
- ③市町村が行っている低所得者の減免を都として支援すること

(8)子育て支援

- ①小児科医が対応可能な2次救急医療のいっそうの拡充をはかること。
- ②人口50万人程度に一カ所の児童相談所を設置し、相談所機能の充実を図ること。
- ③子ども家庭支援センター事業にたいする補助制度を充実すること。。

(9)教育・スポーツなどの充実

①遅れている多摩地域の小・中学校の校舎の大規模改造補修工事、耐震等調査及び耐震補強工事 を促進するため、補助制度を新設すること。

- ②多摩地域に子ども図書館を開設すること。
- ③多摩教育センターの教育相談事業を後退させないこと。
- ④都立の社会教育施設(美術館、自然史博物館、文化会館など)を整備すること。
- ⑤就学相談、機能回復訓練、教職員の研修などの機能を備えた心身障害児教育センターを多摩地 区に建設すること。
- ⑥多摩地域の「ユースプラザ」はPFI方式でなく直営で建設すること。地元住民・関係団体の 意見を十分に取り入れ、青年の家程度の低料金で利用できるようにすること。府中青年の家は 存続すること。

2. 豊かな緑を生かし、生き生きとくらせるまちに

(1)住民本位のまちづくり

- ①東京構想2000、首都圏メガロポリス構想にもとづく、圏央道、外郭環状道路などの幹線道 路計画や業務核都市などの大型開発、ミニ都市再生事業を押しつけないこと。
- ②秋留台、坂浜・平尾などの破たんした開発地域については、多摩の自然と緑をまもる立場から、 住民参加で再検討すること。
- ③多摩新宿線、調布・保谷線、府中・所沢線、南多摩尾根幹線、核都市幹線道路計画等を見直すこと。

(2)多摩の産業の発展のために

- ①多摩中小企業振興センターを拡充し、多摩東部や西部にブランチを設置すること。
- ②都立産業試験場の直営で存続させ、その機能をつよめるとともに、産学公連携による技術・製品開発の支援など多摩地域の製造業の振興に努めること。
- ③都の創業支援融資枠を拡大し、市町村が独自に実施する創業支援事業への助成策を行なうこと。
- ④八王子織物など繊維産業への支援を継続するなど、地場産業振興をすすめ、東京ブランドを早期に立ち上げること。

(3)多摩の農業・林業を守り発展させるために

- ①生産緑地の拡大への意欲を強める農家や自治体の動きを加速させるため、農家の意向調査をも とに、追加指定をおこなうこと。また、市への指導・援助を積極的におこなうこと。
- ②農業、林業、水産の各試験場は直営とし、旧水産試験場奥多摩分場、青梅農業試験研究所の機能、体制を強化し、サービス向上に努めること。

- ③遊休農地について関係者の協力を得て活用計画をたてること。また、未活用の公有地の活用を 図ること。
- ④各市町村と協力して、後継者の確保のため農地の斡旋、研修期間の生活援助など特別な手立て を講ずること。
- ⑤有機塩素系殺虫剤が検出された農地の無害化対策を早急に実施すること。
- ⑥野菜残滓や剪定枝などの適正処理をすすめるためチップ機の導入補助を制度化すること。また、 地域資源化を推進するため広域リサイクルしせつを整備すること。、
- ⑦森林再生は局連携はもちろん地元自治体、森林組合、山林所有者地主などとの合意、共同ですすめること。そのための協議会をつくり常にその方法を改善しながら長期に継続できるようにすること。
- ⑧多摩産材の活用をはかるため、安定した供給体制を確立し、公共施設や個人住宅への需要の拡大をはかるための仕組みを整備すること。三宅島の住宅再建にも活用すること。
- ⑨酪農家の切実な要望である八王子食肉処理場の運営を支援すること。
- ⑩増大するシカ、サル、イノシシなどの鳥獣被害対策を抜本的につよめること。
- (4)豊かな多摩地域のみどりと自然を、将来にわたり守るために
 - ①自然保護条例の改正で削除した市街地の保全を復活すること、里山保全など新たに設けた保全 地域指定をすすめ、多摩地域に残された緑地を保全すること。
 - ②開発の危機にさらされている都立自然公園を緑地保全地区に指定し、公有化をすすめること。
 - ③良好な都市環境の形成、保全を図るため、生産緑地地区の買い取りの申し出が生じたときは、 速やかに財政措置をすること。
 - ④緑地保全基金を設置し、多摩地域の緑地を保全すること。
 - ⑤アカガシラカラスバト、オオタカ、トウキョウサンショウウオ、オオムラサキ、など絶滅が危惧される希少動物を保護し、生息地域を守ること。

(5)公共交通の整備

- ①都営交通による交通不便地域の解消をはじめ、LRTの導入など、遅れている多摩地域の公共 交通を充実をはかること。市町村が実施しているミニバス、コミュニティバスに対して助成を 積極的におこなうこと。福祉保健局所管のコミュニティバス運営費補助の補助期間の延長をお こなうこと。
- ②過大投資のツケを押しつけるのではなく、多摩都市モノレールの地元自治体負担の軽減をはかること。
- ③開かずの踏切対策をいそぐこと。連続立体交差化事業を促進するとともに、沿線市の財政負担 を軽減すること。

(6)生活道路の整備

- ①交通量が急増している多摩地域での歩道整備など交通安全対策を充実し、信号機の設置枠を拡 大し要望に応えられるようにすること。
- ②交差点すいすいプラン100につづく、第2次計画に踏みだすこと。

(7)ゴミ、減量対策

- ①市町村での減量、リサイクル・再資源化のための支援を抜本的に強めること。
- ②市町村の中間処理施設の改良型整備事業に対する都補助金を継続、拡充させ、地方債の利子補給など財政措置を講じること。
- ③容器包装物のストックヤードの整備、選別・圧縮施設などの施設整備費、用地費の補助を拡充すること。

(8)災害・防災対策

- ①消防署未設置自治体を無くし、人口に見合った増設をおこなうとともに、消防車・はしご車を 増車すること。
- ②消防団への支援強化、自主防災組織が使用する施設等に対する財政措置を充実すること。
- ③都が管理する中小河川の水害防止のため、雨水浸透施設の整備、雨水浸透マスの補助金の復活、 堤防整備など、都市型水害対策を抜本的にすすめること。また、気象データの市町村への情報 提供などの措置をとること。
- ④急傾斜地など崩壊危険カ所の対策をいそぐこと。

(9)流域下水道の改善

- ①流域下水道の市町村の建設負担金を軽減し、維持管理負担金のとりすぎ分を返還すること。また、建設負担金のための起債の利子を補給する制度を新設すること。
- ②地方債利子補給制度の創設、維持管理費に対する補助の新設や町村の公共下水道の整備に対する特別の財政措置など、公共下水道事業への補助を改善・拡充すること。
- ③山間地などに流域下水道方式の押し付けをやめ、下水道認可区域外となった地域や、山間など 合併処理浄化槽の補助など、普及を促進すること。

(10) 多摩ニュータウンのまちづくり

- ①公共住宅を中心とした建設を継続すること。住宅建設対策のための地元市への補助を継続すること。破たんした分譲計画については住民参加で見直すこと。
- ②都市再生機構が、地元市のまちづくり指針にしたがって、多摩ニュータウンのまちづくりにも 責任を果たすよう指導すること。また、未利用地は、安易に民間住宅用地に変更させることな く、住民合意のもとでまちづくりをすすめること
- ③京王線・小田急線の複々線化、地下化など、公共交通網の整備を急ぐこと。

- ④多摩ニュータウンでの特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバー・ハウジング、ケア付 住宅などの建設を促進すること。
- ⑤多摩ニュータウンの分譲集合住宅および橋、ペデストリアンデッキに対して、耐震診断、補強 をおこなうこと。
- ⑥地元市と協力して、近隣センター(団地商店街)の活性化をすすめること。空き店舗を弾力的に 活用すること。

3. 三宅島被災者支援

- (1)安心して島での生活が再開できるように
 - ①帰島にあたって、「帰島激励一時金」を支給すること。
 - ②特別養護老人ホームの再開をいそぐこと。帰島後も高齢者が介護サービスをきちんと受けられるよう、サービス体制の確立や保険料・利用料の減免など、都として対策を講じること。
 - ③島内経済が回復するまで、国と協力し公的就労を実施すること。
 - ④住宅再建支援について被害や被害者の生活実態をふまえ、限度額の引きあげや対象期間をせめて 国並に延長することなど、要望に応えること。また、住宅再建のための 10 年間据え置き、長期 返済の無利子貸付をおこなうこと。
 - ⑤独居高齢者など、自力で生活再建が困難な島民が、住みなれた地域で生活できるよう、復興住宅 を創設すること。また、高齢者のための住宅建設を都として支援すること。
 - ⑥有毒ガスの高濃度地区の住民に対して、一定期間の生活が可能な復興住宅を建設すること。
 - ⑦脱硫装置の設置を、高感受性者に限定せず、幼児、児童、高齢者、障害者のいる家庭などをはじめ、希望者全員に対象を拡大し、公的負担で設置すること。
 - ⑧住宅再建のための資材や引っ越し荷物などの運搬について、島民の負担軽減に努めること。生活、 産業再建に向けて、ボランティアの呼びかけ、受け入れ体制など都としておこなうこと。
 - ⑨農作業中の火山ガス被害をふせぐために、避難施設を設けること。
 - ⑩スクールバスに脱硫装置をつけること。通学路における避難場所の整備など、支援すること。
 - ①中長期の展望をもった「三宅島産業復興計画」を策定し、次世代を担う島民が展望をもって、帰島できるように強力に支援すること。
 - ⑩小規模商工業者など自営業者の事業再開のための助成をおこなうこと。
 - ③ 火山ガスに強い農産物の研究、開発をすすめること。火山ガスによる著しい被害を受けた場合、

救済措置を講じること。

- ④ 畜産試験場三宅島分場を再開し、土壌改良のための堆肥利用、新鮮な畜産物供給について、積極的に支援すること。
- ⑤ 200海里漁業や栽培漁業など、長期的展望をもったあらたな漁業の開拓のため、都の試験研 究機関をはじめ支援体制を確立すること。
- ⑥島民がかかえている債務の償還期限の延長、利子補給の継続など関係機関にはたらきかけること。 帰島後の営業再開のための新規融資の希望に応え、無担保無保証人融資を都として実施すること。
- (2)来年2月の本格帰島に対応できない方への支援
 - ①帰島を一時見送らざるを得ない人について、避難指示解除をもって、被災者支援をうち切らないこと。都営住宅、公社住宅、都民住宅などの継続入居と家賃減免、生活扶助などについても、帰島が実現するまでは継続すること。
 - ②住宅再建支援の適用期間については、柔軟に対応すること。すくなくとも3年程度は延長して適用すること。
 - ③世帯分離して東京にのこる島民に対して、必要な支援・配慮をおこなうこと。
 - ④都内校に通学する小・中学生など子どもたちに、これまで同様にケア体制や情報提供をつづけること。
 - ⑤一時帰島の際の渡航費用について補助すること。
- (3)帰島を断念した島民への支援
 - ①避難指示解除をもって、被災者支援をうち切らないこと。都営住宅、公社住宅、都民住宅などの継続入居と家賃減免、生活扶助などについては、生活が安定するまでのあいだ継続すること。
 - ②居住する自治体と協力し、島民が孤立しないよう経済的、社会的支援をおこなうこと。
 - ③都営住宅に入居している島民が集まって生活できるよう希望する人については転居を認めること。
- (4)きびしい状況のもとで帰島事業にあたる三宅村の要請に積極的にこたえるとともに、財政支援に ふみだすこと。また、国に対していっそうの支援をもとめること。

4. 島しょ振興のために

- (1)島しょ振興の財源確保について
 - ①島しょ振興公社に対する貸付金を増額すること。

- ②町村土木費補助、廃棄物処理施設補助、簡易水道整備補助の補助率の引き上げ、補助枠の拡大 をはかること。
- ③観光産業振興をふくむ地域経済活性化計画策定に対する都の補助制度の拡充、低利の融資制度を創設すること。島しょの特産品の開発・研究に対し援助を拡充すること。

(2)生活環境整備の促進について

- ①島しょ貨物運賃補助について、島内主要産物に対する補助率を引き上げると同時に、一般食品、 ガソリン等補助対象品目を拡大すること。
- ②本土及び島間コミューター、ヘリ・コミューター定期航路の充実、整備をはかると同時に、島 民割り引き制度を都として国に働きかけ、独自にも助成をおこなうこと。
- ③離島航路船舶における在来大型船の増便をはじめとする就航率の向上、貨物輸送のサービス向上をめざす方策を検討すること。ジェットホイルの安定就航のために港内外の整備を行うこと。
- ④島しょ地域を特定地域生活排水処理事業の事業対象地域に加え、下水道・合併浄化槽およびし 尿処理施設の整備には大幅な助成措置をとること。

(3)港湾・空港・道路などの整備について

- ①各港湾、空港及び待合室における障害者・高齢者のバリアフリーを実施すること。
- ②御蔵島の泊地整備を急ぐこと。
- ③大島・波浮港橋梁計画を凍結し、住民要望の強い水防対策、避難桟橋を使用可能にする対策等 を優先的に講じること。
- ④大島元町港および駐車場の整備を急ぐこと。
- ⑤利島の泊地浚渫の検討を行い、既存岸壁西側の防波堤岸壁の建設を促進すること。
- ⑥新島羽伏漁港の整備、神津島三浦漁港の整備を促進すること。
- ⑦八丈町の神湊から永郷を結ぶ都道の整備をおこなうこと。
- ⑧降雨量の多い島しょ地域の道路整備にあたっては、排水溝の整備も予算に組み入れること。

(4)介護・医療体制の確保と福祉の充実について

- ①公立病院・診療所運営費補助及び施設整備補助の増額、医療機械器具購入に対する補助をおこなうこと。医師給与費補助の引き上げと看護師等医療、救急職員の給与費に対する補助をおこなうこと。
- ②必要な医師、看護師、保健師の確保、緊急医療対策や巡回医療制度(眼科、耳鼻科、皮膚科、重度障害児・者など)特殊疾病専門医師の派遣、各種検診、健康診断の充実・強化、救急医療事業に対する補助制度の確立をはかること。定期・臨時予防接種費補助基準額の引き上げと同時に、予防接種医師の派遣を充実すること。
- ③現在行っている専門医による健康管理巡回定期検診を充実し、引き続き実施すること。

- ④救急ヘリコプター用の、医師の緊急同乗派遣体制を確立すること。
- ⑤心身障害者、高齢者、児童福祉等島しょ地域における巡回相談を充実させること。
- ⑥都立広尾病院の宿泊施設を利用しやすくするために、地元町村での申し込み、都立病院以外の 医療機関に通院する患者や家族の利用など、運用の弾力化を図ること。
- ⑦島外で長期入院している寝たきり患者がたらいまわしにならないよう受け入れ施設のない島の 現状を踏まえた対策を講じること。受け入れ施設の斡旋についても努力すること。

(5)教育条件の整備・充実について

- ①小学校の複式学級を解消すること。
- ②高校生のクラブ遠征に対する助成を拡充・強化し、都内遠征にあたって低料金で利用できる宿泊施設をつくること。
- ③小規模中学校でも1教科1担任制を完全に確立すること。
- ④高校への特別教室の配置、実態にあわせた普通教室の改良などをすすめ、小規模の高校でも学 校運営上最低必要な教職員が確保できるよう、定員増をおこなうこと。
- ⑤高校にも障害児学級を設置すること。当面障害児が通学する学校への教職員の加配をおこなうこと。

(6)農林業の振興について

- ①島しょ地域の特産物の販路を広げるため、都の広報やテレビでの紹介をつよめること。都施設での活用、販売など促進すること。
- ②試験・研究機関をいっそう充実させるとともに、花き振興のための「花の品種改良増殖研究施設」を設置し援助すること。
- ③花きなどの生産、運搬に必要なビニール・パイプ、段ボールなどの船舶貨物運賃に対し補助すること。
- ④島しょ農産物等の専用荷捌場を日の出埠頭等に整備すること。
- ⑤農・漁業などの近代化資金は金利を引き下げるとともに、低金利資金への借り換えを容易にすること。
- ⑥森林及び椿林等の害虫駆除の助成措置をとること。また、野生の猿、鹿、ヤギ、リス、キジなどによる被害対策を抜本的に強めること。
- ⑦災害用の備蓄木炭をふやすとともに、木炭の新規用途を開拓し、林業の振興をはかるようにすること。
- ⑧新規就農者の事業立ち上がり特別助成措置を講ずること。

(7)水産業の振興について

①小笠原諸島など東京都の200海里海域における資源管理型漁業の振興をはかること。そのた

めの資源調査や漁業経営、技術開発などへの支援を抜本的に強めること。

- ②漁業経営を守るために経営改善資金、漁船建造資金、不良対策資金などの利子補給をおこなう 沖合漁業育成対策事業を継続すること。また、漁業共済制度の掛け金の補助をおこなうこと。
- ③定置網に対する補助をおこなうこと。
- ④水産試験場八丈分場の改築を促進すること。
- ⑤漁業資源の保護と海洋管理の充実、強化をはかり、島しょ漁業の中心的な水産物についてその 生態系や資源動向等の調査を抜本的に強化すること。
- ⑥栽培漁業センターの充実をはかり、養殖場、稚貝、稚魚の放流等栽培・管理型漁業の育成へ助成をつよめること。
- ⑦投石事業、大型漁礁、人工漁礁、イセエビ漁礁、トコブシ漁礁の増殖造成事業など、漁場整備 を促進すること。また浮き漁礁設置の事業化をはかること。
- ⑧他県船によるキンメ漁などの夜間操業を規制すること。また、密漁の取締を強化すること。
- ⑨新規就漁者の事業立ち上がり特別助成措置を講ずること。
- (8)観光産業対策の推進について
 - ①観光振興のためにおこなう主要祭事に対し、大幅な助成をおこなうこと。
 - ②島のイベントを広く都民に周知するために、都の広報、テレビ、ラジオなどでの宣伝を強化すること。
 - ③観光用標識、遊歩道、休憩所、公衆便所、駐車場、山小屋など自然公園の整備に関する財政援助を強化すること。都が実施する公園や歩道、トイレの整備は観光地にふさわしい内容となるよう十分検討すること。
 - ④宿泊施設等の改修への補助制度を確立すること。
- (9)島しょ地域の噴火・地震をはじめとする防災対策を強化すること。
 - ①機器の充実や専門の人員の配置などを図り、火山活動の常時監視体制を構築すること。
 - ②すべての島に地震計、震度計をきめ細かく配置するなど、地震・津波の予知・観測体制を抜本的に強化すること。また、津波情報伝達の自動化を図ること。
 - ③群発地震の研究をすすめ、対策を協議する機関を設置すること。
 - ④島しょ地域に集中豪雨防災対策用レーダー雨量計を設置すること。
 - ⑤島内の避難所は、冷暖房、簡易ベッド、テント、給水施設などの設備及び食糧や什器、日用生活用品など災害備蓄倉庫の内容を充実させること。
- (10)小笠原諸島の振興対策について
 - ①地上波テレビ放映の住民負担を解消し、村負担を軽減すること。 5 年後のデジタル化を支援すること。

- ②希少植物、希少鳥類などを、希少動植物として指定し、保護をはかること。
- ③小笠原への超高速船の就航にともなう、受入れ体制整備への支援充実・強化をはかること。
- ④農業待機者に農地として都有地を開放するとともに、国有地の開放を働きかけること。また、 私有地買い上げなど都有地の拡大をはかり、農地として使えるよう農道、農業用水の整備を急 ぐこと。
- ⑤野生のヤギによる農産物、自然植生、亜熱帯植物への食害を防ぐこと。野生のヤギを素材とした新しい畜産業の開発に援助すること。
- ⑥営農運転資金を拡充すること。新規就農・漁業者の事業立ち上がり特別助成を講ずること。漁 船の大型化、改造のための資金貸付の拡充をおこなうこと。
- ⑦特産の農産物、果樹、観葉植物、水産物などの研究開発機関を拡充し、その成果を普及すること。また、農業改良普及員等を配置し、農業者への援助が十分できるようにすること。
- ⑧人口の確保や産業の振興のために都営住宅の建設、建て替えを促進し、高齢者向け住宅を建設 すること。
- ⑨父島の診療所の建て替え、特別養護老人ホームなどの建設をすすめること。
- ⑩生活物資輸送費補助については、住宅建設資材を含め対象品目を拡大すること。
- ⑪産業廃棄物の不法投棄の取り締まりなど対策をいそぐこと。

以上